

平生町告示第28号

平成24年第3回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年8月31日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成24年9月13日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君	村中 仁司君
久保 俊一君	中川 裕之君
河藤 泰明君	淵上 正博君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	平岡 正一君
岩本ひろ子さん	福田 洋明君

応招しなかった議員

平成24年 第3回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成24年9月13日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成24年9月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 田布施・平生水道企業団規約の変更について
- 日程第10 認定第1号 平成23年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 平成23年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第8号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第9号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 報告第1号 平成23年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第20 報告第2号 平成23年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告

- 日程第21 報告第3号 平成23年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第4号 平成23年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第5号 平成23年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第6号 平成23年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第7号 平成23年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第8号 平成23年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第9号 平成23年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第10号 平成23年度平生町介護従事者処遇改善臨時特例基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第11号 平成23年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第12号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第31 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第32 委員会付託

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(9日間)
- 日程第5 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 田布施・平生水道企業団規約の変更について
- 日程第10 認定第1号 平成23年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 平成23年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第6号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第7号 平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第8号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第9号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第32 委員会付託

出席議員（12名）

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	副町長 .....	佐竹 秀道君
教育長 .....	高木 哲夫君	会計管理者 .....	藤田 衛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			吉賀 康宏君
総合政策課長 .....	角田 光弘君	町民課長 .....	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長 .....			洲山 和久君
健康福祉課長 .....			弘中 賢治君

経済課長兼農業委員会事務局長 ..... 岩見 求嗣君  
建設課長 ..... 安村 和之君 佐賀出張所長 ..... 山本 俊明君  
教育次長兼学校教育課長 ..... 福本 達弥君  
社会教育課長 ..... 小島 康司君  
総合政策課長補佐兼財務班長 ..... 石杉 功作君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において河藤泰明議員、淵上正博議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの9日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決しました。

・ ・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年7月、8月及び9月実施の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告はお手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．行政報告

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆様おはようございます。

この夏は、例年より遅い7月23日の梅雨明けでありましたが、本当に暑い、厳しい夏でありました。9月に入りましても残暑が厳しい日が続いておりますものの、朝夕は涼しくなりまして、秋の気配を感じるきょうこのごろとなりました。町内の田んぼでは、黄金色に実った稲穂が頭を垂れて、これから本格的な豊穰の秋を迎えることとなります。

また、先日は、青空のもと、平生中学校の運動会が開催されましたが、これからスポーツの秋・文化の秋の諸行事が盛りだくさん予定されています。これらの行事のほとんどは、町民や団体の皆さんの主体的、積極的な取り組みによるものであります。今後もこうした取り組みの芽を大事にして、町民全体のふれあいを一層深めていけるようにしたいものだと考えております。

そのさなか、定められました平成24年第3回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

行政報告に入ります前に少し、国政と県政について触れてみたいと思います。

まず、国政についてであります。我が国は、御承知のとおり、かつてない国難とも言えるようなさまざまな課題の試練に直面しています。しかしながら、「ねじれ国会」の中で、政策のほとんどが前進をしております。9月8日に延長国会も終了いたしました。会期末の法案の処理については、国民や地方の立場から言えば、極めて「無責任」とのそしりは免れない状況です。結局一番影響を受けるのは国民であります。現在の政治や経済については、国民の多くが不信感や閉塞感を抱いている状況の中で、まずは、重要政策を決めることができる土俵づくりを真摯に話し合うことが必要ではないでしょうか。

政府が今国会に新規で提出した法案83本の内、成立したのが55本で、成立の率は66.3%となっております。この20年間では2番目に低い水準となっております。特に住民サービスに直結している公債発行特例法案についても、今国会で廃案となったために、予算の執行を抑制せざるを得ないという現状となっております。行政サービスに支障が出ないか懸念されるところであります。与野党ともに「責任ある政治」を実現する仕組みについて、国民目線で早急な対応を期待したいと思います。

次に、県政であります。4期16年にわたり山口県政のかじ取りを務められた二井前山口県知事から、このたび、当地域から2人目の県知事として、山本繁太郎新山口県知事にバトンタッチがされたところです。県政も、オスプレイなどの米軍岩国基地問題、上関原発問題、少子・高

齡化問題、学校耐震化問題、相次ぐ県内企業の撤退問題、県の財政課題など、多くの課題を抱えておりますが、就任会見で新知事は「生まれ、育ち、住んで良かったと思える山口県をつくりたい」と決意を表明されたところです。本町といたしましても、当地域から大きな期待を持って選出された新潟知事の手腕に期待をしたいと思っております。山口県町村会も県市長会と連携して、新たな取り組みとして、県との信頼関係の中での協議の場による、県への要望や情報交換など、今以上に取り組んでいくことを確認したところです。

それでは、これからは、6月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、「行政報告」として申し上げます。

まず、まちづくり条例（仮称）の取り組みについて御報告申し上げます。本町の協働のまちづくりを進めるため、昨年12月からまちづくり条例検討合同部会で素案づくりに取り組んできたところであります。先月の8月24日に第8回目を開催し、当合同部会での素案をまとめ上げたところでございます。この合同部会は、民間委員10名の「まちづくり条例検討部会」、職員9人で構成した「まちづくり推進研究グループ」の合同部会で、ほぼ毎月1回のペースで、グループの課題を協議しながら進める「ワークショップ形式」を中心に検討を進めてきました。合同会議では、毎回長時間にわたり、委員の皆さんには熱心に検討を続けられまして、素案を策定していただきました。衷心より厚くお礼を申し上げたいと思います。

今後につきましては、議会に報告させていただきますけれども、その後、まちづくり協議会への提案、そしてパブリックコメントの実施、その後、議会への上程に向けて取り組んでいく予定にしております。

協働のまちづくりは、これからの本町の大きなテーマであり、本条例は協働のまちづくりの基本的なルールを示すものであります。議員の皆様方におかれましては、条例の策定はもちろんでありますが、協働のまちづくりに向けての、御指導、御支援を賜りますようによりしくお願い申し上げます。

次に、岩国基地民間空港の再開について御報告いたします。岩国基地民間空港、愛称として岩国錦帯橋空港というふうに言われておりますが、空港の再開につきまして、平成24年12月13日の開港目標に向け、国並びに岩国空港ビル株式会社において、鋭意、施設の整備が進められておるところであります。過日、就航予定の全日空から、ダイヤ及び運賃の発表があったところであります。羽田発の最終便の航空機を岩国到着後に夜間駐機させる、いわゆる「ナイトステイダイヤ」の実現により、岩国始発便が午前7時半に設定され、東京での滞在時間が長くとれ、日帰り出張が可能となる、利便性の高いダイヤとなっております。運賃につきましても、広島羽田便と同じ設定になっております。

また、開港に合わせまして、岩国錦帯橋空港利用促進協議会でのPR事業の取り組みのほか、

柳井地域1市4町で構成する柳井地区広域行政連絡協議会における当地域への観光客誘致に向けたPRパンフレットなどの作成を現在行っているところであります。柳井地域からの空港へのアクセス改善に向けた取り組みも、引き続き広域で行なってまいりたいと考えておりまして、この空港の再開が県東部地域の活性化につながるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、環境型企業の進出について申し上げます。本町への企業進出につきましては、県を初め関係機関と連携をとりながら、これまで取り組みを進めてまいりましたが、現下の厳しい経済状況の中、なかなか成果が見えない状況でありました。そうしたさなか、東京に本社のあります商社、ユアサ商事株式会社から、平生町曾根の工業団地、向井原沖団地内の自社所有地に、1.18メガワットの大規模太陽光発電施設、いわゆる、メガソーラー発電施設を建設したいとの申し入れがございました。

施設の概要につきましては、向井原沖団地内の自社所有地約1万8,000平方メートルに約4.5億円をかけて太陽光発電施設を建設するもので、年間総発電量は約143万キロワットを予定しており、本年11月に着工し、来年の3月下旬から発電開始の予定でございます。

本年7月から再生可能エネルギーによる発電の普及を促す「固定価格買い取り制度」がスタートしたことにより、民間企業の積極的な発電事業への参入が進んでおりますが、本施設は売電のほか、ユアサ商事のメガソーラー施設の展示施設的な活用も検討されておりまして、自社製品のPRも含めて行われるようでございます。

本町といたしましては、風力発電施設に次ぐ再生可能エネルギーによる発電施設の建設でございますので、環境型の企業進出として環境面、税収面でのメリットを享受し、それらを生かしながら、まちづくりへとつなげていきたいと思っております。

なお、本件については、本年8月中旬に申し入れがあったわけでございますが、その時点で、施設概要の未定の部分がありましたので、報告を控えておりました。先日、施設概要の報告を受けましたので、このたびの報告となったものであります。

次に、パスポート（旅券）の申請、受取窓口の開設について御報告申し上げます。旅券の発給事務を県から権限移譲を受け、平成24年10月1日から、平生町役場にパスポート（旅券）の申請・受取窓口を開設いたします。申請・受取窓口を開設することに伴い、6月と8月にそれぞれ5日間で6名の職員が研修を受け、発給事務の準備をしてきたところであります。旅券の発給事務を行うことで、旅券の取得が住民にとって身近な市町の窓口においてワンストップサービスで可能となるばかりでなく、住所地以外の市町窓口で手続きが可能となり、通勤者等の利便性がより図られることを期待し実施するものであります。なお、住民への周知につきましては、9月広報で周知を図ることといたしております。今後ホームページ等でも周知してまいりたいと考え

ております。

次に、平生・宇佐木両保育園の統合・新設民営化に係る取り組みについて御報告申し上げます。建設予定地の西原自治会を対象に、地元説明会を6月から7月にかけて3回開催いたしました。町からは、園児の安全面、保育環境の面、町有地の有効活用というコスト面などから、旧静心園跡地を含む周辺を民間保育園建設候補地に至った経緯や、民間保育園と地域との相互の連携による地元へのメリットなどを説明させていただきました。地元の皆さんからは、主に、車の交通量が多くなることから交通安全の面や騒音などで不安な声がありましたので、交通緩和策として通園バスの運行、道路の拡幅、改良など、地元の不安を少しでも緩和できるようにと町の考え方を示して、地元の御理解がいただけるよう説明をしてきたところであります。今後、自治会集会を持たれて、意見を集約され、町に報告がありますので、その報告を踏まえ、今後の対応を検討したいと考えています。

次に、土砂災害ハザードマップの作成について御報告いたします。山口県では、土砂災害防止法に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定に必要な基礎調査を平成17年度から開始しておりまして、今年度までに県内全域の指定を完了する予定であります。また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊を生じ、著しく危険が生じるおそれのある区域の「土砂災害特別警戒区域」については、平成29年度までに県内全域の指定を完了する予定となっております。

本町においては、本年4月に急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりによる土砂災害のおそれがある236カ所を土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）の指定を受けたところであります。この指定を受けて、本町では、平生町地域防災計画に記載するとともに、土砂災害に備えることを周知するために、土砂災害ハザードマップの作成を一部県の補助を受けて実施してまいりました。このたび、このハザードマップの作成作業も終了しましたので、近々のお知らせ版発送日に町内全世帯に配布を予定いたしております。土砂災害の危険から身を守るため「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけてもらうためにも、このハザードマップを有効に活用していただければと考えておるところであります。

以上で、行政報告を終わります。

.....

議長（福田 洋明君） 次に、教育委員会に関する報告を教育長から求めます。高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） おはようございます。

それでは、教育長の行政報告という形で貴重な時間をいただきましたので、6月定例会以降の教育行政の進捗状況や経過につきまして、御報告申し上げます。このことにつきましては、さきに教育委員会会議を開催し、行政報告をすることにつきまして、全員の賛同をいただいておりますので、学校教育と社会教育の分野で、それぞれ順を追って申し上げます。

まず、学校教育の分野でございます。「安全・安心な教育環境の整備」ということで、5月16日に平生中学校普通教室棟における耐震改修設計業務委託を締結したところです。さきに県内の学校耐震化率が公表されましたが、本町の耐震化率は57.1%であり、県内で下位にありますが、今回、設計業務委託をいたしました平生中学校普通教室棟の耐震化工事を可能な限り早期に実施し、耐震化の促進を図りたいと考えています。

次にいじめ問題についてですが、滋賀県の中学校において、みずから命を絶つという痛ましい事件が発生し、その生徒がいじめを受けていたということで、連日新聞等で報道されたところがあります。国、県からも「文部科学大臣談話」の発表をはじめ、「いじめの未然防止、早期発見」、「いじめの初期対応」について指導体制の一層の充実を図るように指導があり、各学校に取り組みを徹底するよう先月末の校長会議におきまして、校内研修の充実、児童生徒や保護者への呼びかけ、特に一週間に一度の生活アンケートの実施などを要請したところです。

昨日も文部科学省が実施した「2011年度児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査」の県内の結果を県教育委員会は公表しました。それによりますと、いじめの認知件数そのものは、定義が変更されて以降、過去最小であるというものでした。とは言いましても、児童、生徒を取り巻く深刻な課題であると教育委員会会議でも認識を一つにしているところであります。

いじめにつきましては、未然防止、早期発見、もし起きた場合には早期対応により、早期解決を図ることが基本となります。いじめは、見えにくい形で行われることが多く、「現にいじめが起こっているのではないか」との問題意識を常に持つておくことが大切になります。常にアンテナを高く張り、子供たちの小さなサインを見逃さない、というように日常的な児童生徒の行動観察が重要であると考えています。

続いて社会教育の分野です。まず、平生町子ども会育成連絡協議会発足50周年記念行事について、御報告申し上げます。

7月15日、同協議会主催の地びき網体験が尾国の海岸でボランティアや地元漁協の協力により行われたもので、子供82人、育成会・保護者67人の参加がありました。みんなで協力して手繰り寄せた網の中は魚介類でいっぱい、子供たちは驚きとともにふるさとの自然に感動していました。行事終了後は全員で会場となった広場や海岸の清掃を行い、地域の方々とのふれあひときずなをより一層深めることができましたと思っています。この行事が平生町子ども会活動の新しい50年の出発になればというふうに考えておるところでございます。

終わりに曾根公民館の建築について申し上げます。暑い夏ではありましたが、工事も順調に進み、7月末には外壁、屋根ふきが終わり、8月10日に外部足場が解体され、本体の外観、ガルバリウム鋼板葺平屋建て、面積494.25平方メートルの新しい生涯学習の館が住民の方々の

歓喜の目に触れるようになりました。その後、町内企業から寄贈を受けた床材を使つての内装工事も完了し、現在、外構工事も最終段階を迎えているところでございます。本議会会期末には完了検査を受ける運びとなり、9月25日に関係者の方々をお招きしての見学会を開催しますので、御高覧賜りますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして教育行政の報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．認定第1号

日程第11．認定第2号

日程第12．認定第3号

日程第13．認定第4号

日程第14．認定第5号

日程第15．認定第6号

日程第16．認定第7号

日程第17．認定第8号

日程第18．認定第9号

日程第19．報告第1号

日程第20．報告第2号

日程第21．報告第3号

日程第22．報告第4号

日程第23．報告第5号

日程第24．報告第6号

日程第25．報告第7号

日程第26．報告第8号

日程第27．報告第9号

日程第28．報告第10号

日程第29．報告第11号

### 日程第30．報告第12号

議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算から日程第9、議案第5号田布施・平生水道企業団規約の変更について及び日程第10、認定第1号平成23年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、認定第9号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明並びに日程第19、報告第1号平成23年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から日程第30、報告第12号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告までの報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、御提案をいたします、予算4件、事件1件、認定9件の議案につきまして、順を追って御説明を申し上げていきたいと思っております。

議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算であります。補正額といたしましては、1億4,445万4,000円を追加いたしまして、予算総額は50億2,834万9,000円になるものであります。

まず、歳出の主なものを申し上げます。

歳出につきましては12ページからであります。一般管理費におきましては、将来の大量退職に備えて、退職手当業務の準備積立金を追加計上いたすものであります。

企画振興費では、佐合島の浮棧橋の改修経費を計上いたしております。

財務財産管理費におきましては、佐賀地区森の下の町有住宅の解体と周辺整備の経費を計上いたしております。また、地方財政法の規定により、平成23年度決算の繰越金のうち繰越明許費繰越額を除いた2分の1相当額を財政基金への積立金として計上いたしております。

交通安全対策費におきましては、街路灯設置費補助金といたしまして、街路灯の申請件数も多く、7月末現在で21基の補助申請が提出されております。設置要望基数も80基となっており、今後の設置希望基数を見込み、追加計上をいたすものであります。

13ページの社会福祉総務費では、普通交付税の確定に伴う財政安定化支援事業の国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を計上いたしております。

国民年金総務費では、年少扶養控除の廃止に伴いまして、国民年金システムの改修が必要となったことから、改修経費を計上いたしております。改修経費につきましては、全額、国庫委託金で措置されるものであります。

福祉医療対策費と障害者福祉費ともに、過年度分の精算に伴う追加負担金を計上いたしております。

障害者福祉費では、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を受け、柳井圏域で障害者虐待防止センターを平成24年10月1日より城南学園に委託して設置することから、平生町の負担分として所要の経費を計上いたしております。また、旧体系施設の経過措置が終了することを踏まえ、旧制度の事業運営安定化事業、通所サービス利用促進事業、移行時運営安定化事業を廃止して、新たに新体系定着支援事業が施行されます。これは、新体系サービス移行後の事業所の安定的な事業運営を確保するための支援として、従前の月払いによる報酬額の90%を保障し、事業終了後の安定的な事業運営を図るものであり、本年度の単年度事業であります。扶助費の緊急一時保護費につきましては、障害者虐待防止センターが設置されることに伴い、障害者を一時的に保護するための費用を計上いたしております。

15ページの清掃費では、佐合島のし尿くみ取り用具の収納庫のドアの破損修理のための経費と、ミニバキューム車のオーバーホールの実施により、部品を交換する必要があることから、修繕料を計上いたしております。また、普通交付税の確定に伴いまして、負担金を減額するものであります。

土地改良事業費におきましては、修繕料といたしまして、水路の修繕1件、土砂撤去1件、道路修繕1件を計上いたすものであります。

水産業振興費におきましては、7月の九州北部豪雨の影響で、瀬戸内海へ流れ出た流木について、回収したものを、運搬・処分する経費を計上いたしております。

16ページの漁港建設事業費におきましては、修繕料といたしまして、東魚見地区の護岸のかさ上げと尾国地区の堆積した砂の撤去費を計上いたしております。工事請負費として小森地区のしゅんせつ工事1件を計上いたしております。

観光費では、平生町観光協会への観光PR用着ぐるみ製作費の補助金を計上いたしております。

土木総務費では、木造住宅の耐震診断事業を計上いたしております。従来も同様の事業がありましたが、このたびは、住宅所有者の負担をなくして、町と山口県建築士会が委託契約を締結し、申請のあった方へ耐震診断員を派遣する事業であります。

17ページの道路橋梁維持費では、当初予算で町道佐合島線の舗装改修経費を計上いたしておりますが、このたび県補助金の元気なしまづくりサポート事業の内示がありましたので、財源充当をいたすものであります。

道路橋梁新設改良費におきましては、県道伊保庄平生線の県道路改良事業におきまして、長谷後付近で車両が離合できる待避所を設置するために、事業費の5%を町の負担金として計上いたすものであります。

18ページにかけての河川維持改良費につきましては、野島樋門のポンプの修繕料を計上いたしております。工事請負費として、単独河川改修事業として佐賀地区の尾土路川のしゅんせつ工

事を計上いたしております。

非常備消防費におきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備等助成金を活用して、防火衣一式を15着購入いたすものであります。

小学校費の教育振興費におきましては、県の補助金を活用して佐賀小学校に配置する予定でありました特別支援補助教員につきまして、県教育委員会からの直接配置となったことから、全額を減額いたすものであります。

19ページの中学校費の教育振興費におきましては、県の補助事業を活用して、中学校2年生と3年生の少人数学級化のための非常勤講師の報酬を計上いたしておりますが、県からの直接配置となったことから、全額を減額いたすものであります。

幼稚園費におきましては、3歳児クラスに特別に支援が必要な園児が入園いたしておりますので、教諭補助を1名分増額いたすものであります。

社会教育総務費におきましては、山口県ひとづくり財団からのやまぐちしょういん学校助成金を活用して、子ども会育成連絡協議会の発足50周年記念事業を拡充するため、増額補正をいたしております。

20ページにかけての公民館費におきましては、財団法人山口県市町村振興協会の地域づくり推進事業助成金を活用して、中央公民館現況耐震診断を実施するための経費を計上いたしております。

21ページにかけての災害復旧費につきましては、6月から7月上旬の豪雨により、農業用施設が被災いたしておりますので、それぞれ災害の復旧に係る費用を計上いたしております。内訳につきましては、農業用施設の修繕料につきまして5件で75万円、工事請負費につきましては、3件で160万円となっております。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、工事請負費の道路4件で150万円、河川4件で160万円となっております。

渡船事業費につきましては、県の補助金の確定によりまして、追加計上いたし、同額が一般財源から減額となるものであります。

簡易水道事業費につきましては、簡易水道事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を増額いたすものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。8ページからであります。

地方特例交付金につきましては、確定に伴いまして、減額をいたすものであります。

地方交付税につきましては、確定により減額するものでございます。普通交付税の全国ベースでの総額は、1兆6千4百73億円であり、前年度と比較すると0.07%の減少であります。うち、市町村分では、7兆7千141億円で、前年度比較で0.2%増加しております。平生町

の普通交付税を昨年度と比較すると5,072万5,000円の減額となっています。理由といたしまして、基準財政需要額の単位費用が減額となったことと、特に寒冷地補正係数の見直しがされまして、寒冷地や豪雪地帯の交付税が増額となったことにより、他の地域の普通交付税が減少したことによります。

10ページにかけての国庫支出金と県支出金につきましては、歳出において御説明いたしました事業などに伴います特定財源を増額あるいは、減額をいたすものであります。

基金繰入金につきましては、財政基金から財源を充当をいたすものであります。

繰越金につきましては、1億5,326万円を追加いたしまして、繰越金の総額は1億8,326万円となるものであります。

11ページの雑入につきましては、主に新たな事業財源として、地域づくり推進事業費助成金と消防団員安全装備品整備等助成金、やまぐちしょういん学校助成金を計上いたしております。また、過年度分の障害福祉費の国県追加負担金を計上いたしております。

町債の補正につきましては、臨時財政対策債は確定によりまして4,177万8,000円減額いたすものであります。

前に戻りまして、5ページの第2表地方債補正につきましては、先ほど歳入で御説明をいたしました町債の減額によりまして、起債額を変更するものであります。

なお、22ページから24ページにかけまして給与費明細書、25ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきましては、御説明申し上げます。今回の補正額は、7,366万2,000円を追加いたしまして、予算総額は17億5,077万9,000円となるものであります。

歳出であります。8ページの一般管理費では、年少扶養控除の廃止に伴いまして国保システムを改修するものであります。後期高齢者支援金につきましては、確定により増額するものであります。

9ページの諸支出金は過年度の保険税過誤納還付金と、精算によります療養給付費交付金の過年度還付金を計上いたしております。基金積立金につきましては、精算に伴う余剰金を積み立てるものであります。

続いて、歳入について御説明いたします。6ページの財政調整交付金は国保システムの改修経費の特定財源であります。療養給付金交付金につきましては、平成23年度の精算によります追加交付であります。一般会計繰入金につきましては、普通交付税の確定に伴う財政安定化支援事業費を追加するものであります。

7ページのその他の繰越金につきましては、平成23年度の決算に伴う繰越金であります。

続きまして、議案第3号平生町簡易水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正額は、70万円を追加いたしまして、予算総額は1億2,508万4,000円となるものであります。

歳出につきましては7ページでございます。佐合島の飲料水供給施設中継ポンプを改修するものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。歳出の増額補正に伴う一般会計の繰入金を追加計上いたすものであります。

続きまして、議案第4号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正額は1,164万3,000円追加いたしまして、予算総額は11億8,639万6,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。過年度分の精算による余剰金の準備基金への積み立てと、過年度分の保険料還付金及び国庫支出金などの返還金を計上いたしております。

6ページの歳入におきましては、国庫負担金と支払基金交付金、県負担金の過年度介護給付費精算交付金を計上いたしております。

7ページにおきましては、平成23年度繰越金を計上いたしております。

以上をもちまして、予算4件の議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号田布施・平生水道企業団規約の変更について御説明を申し上げます。

田布施・平生水道企業団は、昭和43年に上水道事業の共同処理を目的として、一部事務組合として設立されたものであります。現在、本企业団及び平生町簡易水道事業の統合に向けて、平成25年6月を目途として作業を進めているところであります。本統合に伴い、本企业団の事務に、平生町簡易水道事業区域の水道事業及び佐賀地区の漁業集落排水施設使用料の徴収事務が加わるため、本企业団規約が変更されることとなります。一部事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第290号の規定により議会の議決が必要となりますので、議決をお願いするものであります。

以上をもちまして、補正予算4件、事件1件につきましての提案理由の説明を終わらせていただきますが、次の平成23年度一般会計ほか8会計の歳入歳出決算の内容につきましては、佐竹副町長から説明をさせていただきますので、よろしく御説明申し上げたいと思います。

終わりに報告12件でございますが、まず、基金に関する報告が11件でございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか10基金の平成23年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、地方自治法の規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいた健全化判断比率と公営企業会

計の資金不足比率の報告が1件ございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決あるいは、御認定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時からいたします。

午前9時41分休憩

.....  
午前10時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） それでは、平成23年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、平成24年5月31日に出納閉鎖を終えて調製の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、7月27日から8月13日にかけて、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の状況について、直接担当課に説明を求め、日時をかけての審査をされました。その後、9月3日に決算審査の講評を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるに当たり、その概要を、一般会計から順を追って御説明申し上げます。

なお、財産に関する調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づきまして作成しておりますが、このたびから、別冊としておりますので申し添えます。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は、51億105万7,476円、歳出総額は、49億1,700万8,456円でありまして、歳入歳出差引額が1億8,404万9,020円であります。平成24年度への繰越明許費繰越額が78万8,312円ありますので、実質収支額につきましては1億8,326万708円となるものであります。

単年度収支につきましては、847万513円の黒字となっております。実質単年度収支につきましても、財政基金への積立額が取崩額を1,952万6,795円上回っていることから、2,799万7,308円の黒字となっております。歳入歳出の前年度対比につきましては、歳入が11.7%の減、歳出が12.0%の減となっております。主な歳入と歳出の減額要因につきましては、平生小学校の改築事業並びに平生中学校の屋内運動場耐震化事業の終了に伴うものと、地域活性化経済危機対策臨時交付金事業と地域活性化きめ細かな臨

時交付金事業の終了によるものであります。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心に御説明申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページをごらんいただきたいと思います。

町税につきましては、個人町民税全体で0.96%減少しておりますが、法人町民税全体では3.2%の増加となっております。固定資産税につきましては、全体で1.05%の減額となっております。町税全体では、ほぼ前年度並みとなっております。

10ページにかけましての地方譲与税の自動車重量譲与税につきましても、ほぼ前年度並みとなっております。

11ページの地方交付税の普通交付税につきましては、4,674万1,000円増額し、2.6%の増加となっております。また特別交付税におきましては、1,526万8,000円増額し、10.5%の増加となっております。

13ページから14ページにかけての国庫負担金につきましては、子ども手当給付事業費は1,129万4,667円増加しておりますが、学校建設費負担金が3,823万2,000円減額しており、全体では2,049万4,613円、6.7%の減少となっております。

国庫補助金につきましては、平生小学校改築事業や平生中学校屋内体育館耐震改修事業の終了に伴いまして、5億2,591万3,658円、82.2%の減少となっております。

15ページの県負担金につきましては、障害者福祉サービスの負担金の増額により、全体で574万5,922円、4.3%の増加となっております。

17ページにかけての県補助金につきましては、漁村再生交付金事業や公共施設省エネ改修事業の終了により、5,784万3,914円減額し、26.4%の減少となっております。

18ページにかけての県委託金につきましては、選挙費や統計調査費の減額により1,353万3,452円減額し、29.5%減少しております。

19ページにかけての財産売払収入につきましては、町有地1件の売買収入として156万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、太陽光発電システム設置費補助金の財源として地球温暖化対策推進基金から461万6,000円を繰り入れております。

繰越金につきましては、前年度対比で21.8%の減少となっております。

22ページの町債につきましては、臨時財政対策債の発行額の減少と漁村再生交付金事業の終了により、町債全体で1億1,114万4,000円、24.9%の減少となっております。

続きまして歳出であります。

23ページの議会費では、平成23年度から、地方議会議員年金制度の廃止に伴い、議員共済費の公費負担額が増加したことにより、全体で2,128万5,803円の増額となっております。

す。

24ページから26ページにかけての総務費の一般管理費では、「平生町まちづくり条例（仮称）」の制定に向けた取り組みとして、「まちづくり条例検討合同部会」において、地域におけるさまざまな課題の解決や新しい地域運営の確立に向けた協働のまちづくりのルールとなる条例づくりを進めてまいりました。また、行政手続整備として、行政手続マニュアルの改訂を実施しております。

情報通信費では、住民基本台帳法の一部改正に伴う、住民情報システムの改修を実施いたしました。また、職員の事務用パソコンの老朽化に伴い61台分の更新を行いました。

27ページから28ページの企画振興費におきましては、「第四次平生町総合計画」の計画初年度に当たることから、前期基本計画に定めた、52の施策の実現を図るため、3カ年を計画期間とする実施計画書を作成いたしました。また、予算編成に合わせて事業評価を実施し、事業の進捗状況や実施方法などについて評価することにより、総合計画との整合性を図っております。また、平成24年度に策定予定の「生活交通活性化計画」のためのアンケート調査や計画策定準備会を開催いたしております。

29ページの交通安全対策費におきましては、カーブミラーやガードパイプなどの整備について、自治会からの設置要望が多く出され、事業費が増加している傾向にあります。特にガードパイプは設置延長の長い箇所もあり、優先順位を付して計画的な整備を実施しております。また、街路灯設置費補助金では、自治会の維持管理費のコストを下げる目的として、蛍光管からLEDの街路灯への設置要望が多く、補助金額の上限の見直しを実施いたしました。

30ページから31ページにかけての徴収対策費におきましては、新たな差し押さえの手法としてタイヤロック装置を購入して、軽自動車の差し押さえを実施いたしております。また、昨年度に引き続き、差し押さえ動産物件のインターネット公売を実施しております。このほか、滞納者への納税意識の高揚に努め、悪質滞納者への強制徴収の手続きを行うなど、滞納額の縮減や税収の確保に努めております。

32ページから34ページにかけての選挙費では、統一地方選挙として、山口県議会議員一般選挙、平生町議会議員一般選挙が実施されました。また、委員の欠員による山口県瀬戸内海海区漁業調整委員補欠選挙を実施しております。任期満了に伴う農業委員会委員一般選挙につきましては、無投票となっております。

統計調査総務費では、学校基本調査と経済センサス活動調査を実施いたしております。経済センサス活動調査は、従来の事業所・企業統計調査やサービス業基本調査を廃止するとともに、商業統計調査や工業統計調査を中止し、新たに実施したものであります。

監査委員費では、町村監査委員全国研修会に参加し、先進地事例の研究や監査に係る専門知識

を習得するとともに、他の自治体の監査関係者との情報交換を進める中で、監査実施方法の見直しなどを実施しております。

35ページにかけての社会福祉総務費では、地域福祉支援システムの導入を図り、要援護者に関する情報を詳細に管理して、住宅地図と連携することで見守り活動など地域福祉活動に活用するものであります。

36ページから37ページにかけての老人福祉総務費では、大野北地区老人作業所の排水施設整備事業を実施しております。また、新規事業として介護サポートタクシー事業と生活サポート事業を実施しております。

38ページにかけての障害者福祉費では、心身障害者福祉タクシー利用の助成におきまして、援助拡大の措置を実施し、腎臓機能障害の人工透析患者で自動車税等の減免を受けておられない方に対しては、年間利用回数を48回から96回に変更し、支援の充実に努めております。また、平成23年度は、障害者基本法と障害者自立支援法の規定に基づく、障害者計画の改定に当たり、「障害者福祉基本計画策定委員会」を設置し、委員会での意見を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3カ年を計画期間とする「平生町障がい者福祉基本計画」を策定しております。

40ページから41ページにかけての保育所運営費では、町立保育園の統合・新設民営化の取り組みとして、民間事業者を決定するに当たり、「法人保育園選考委員会」を設置し、応募者のヒアリングや書類選考により、運営法人を「社会福祉法人うちうみ会」に決定いたしております。

42ページから43ページの母子衛生費では、平成22年度から実施しております、乳児家庭訪問事業で、90人を訪問し、保健指導や相談を行っております。養育支援家庭訪問事業では、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭や妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭などに対して、延べ22件の訪問を行っております。妊婦健康診査につきましては、母子の健康管理の充実と妊娠や出産にかかる経済的負担を軽減するため、全14回の全額公費負担を継続しております。また、平成23年4月からは、流早産の原因となる検査項目が追加され、公費負担で実施いたしております。

44ページにかけての予防費では、平成23年1月から開始しました、子宮頸がん予防ワクチン接種事業やヒブワクチン接種事業、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業を引き続き実施しており、子宮頸がん予防ワクチン接種者が135人、ヒブワクチン接種者が163人、小児用肺炎球菌ワクチン接種者は172人となっております。

45ページにかけての保健センター運営費では、保健センターの排水施設改修工事を実施しております。

環境衛生費では、平成22年度から事業実施している、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を36件交付いたしております。

48ページの農業振興費では、新たに、企業と協働した地域農業活性化事業を実施しております。この事業は、需要の高いタマネギの生産を推進するため、機械化を図る目的で県・市町・南すおう農業協同組合がそれぞれ経費の3分の1を負担し、農業用機械を購入した後に、生産農家ヘリース方式で貸し出す事業であります。環境保全型農業直接支援対策事業費補助金は、地球温暖化防止や自然環境に配慮した営農活動に取り組み、エコファーマーの認定を受けた農業者に対して補助金を交付する事業であります。また、遊休農地の有効活用と新たな農業の担い手の発掘を目的に開園いたしました、ひらお農業体験農園も4年目を迎え、22組の参加者があったところであります。そのうち、5組が体験農園終了者で自主運営している「チャレンジファーム平生」に入会し、農作物の栽培に取り組んでおります。

49ページから50ページにかけての土地改良事業費の工事請負費では、単独土地改良事業10件と、きめ細かな交付金を活用した水路整備事業2件を実施し、老朽化した農道、水路の整備事業を実施いたしております。また、単県事業のため池整備事業を1件実施しております。

ひらお特産品センター管理費では、当特産品センターは、平成23年4月1日から法人組織となった「ひらお特産品センター協同組合」により運営がなされており、引き続き指定管理者としての契約を締結しております。年間の活動として「夏まつり」や「年末大売り出し」の開催、広域ネットワークのイベントであります「ルーラル・ゆうゆうフェスタ」に参加するなど、多くのイベントを開催し、年間来客数は約15万人、売上金額が約1億3,150万円となっております。

51ページの林業総務費では、水源涵養機能や山地災害防止機能など多面的な機能の維持管理を図るため、流域育成林整備事業により下刈り、間伐・枝打ちなどを実施しております。また、イノシシなどの有害獣から農作物被害を防ぐため、地元猟友会で組織する移動捕獲隊による捕獲作業や、わな猟狩猟免許取得補助事業を実施しております。有害獣対策としては、農業者にも自衛の意識を促すとともに農作物の被害軽減を図るため、有害獣防除柵等設置事業で電気柵等の助成を行うもののほか、捕獲用機材を購入し、貸し出しも行っております。

林業事業費では、緊急雇用創出事業を活用して、林道大星尾国線の伐木、草刈り等の事業を実施しております。また、林道の路肩改良事業を1件実施いたしております。

52ページの水産振興費では、水産振興対策事業費として、つくり育てる漁業の拠点として建設された光・熊毛地区栽培漁業センターにおいて、魚の中間育成と養殖を行ったほか、ヒラメ、クルマエビ、マダイ、ガザミの各種種苗の放流事業を実施いたしております。放流場所につきましては、県漁協平生町支店と協議を行い、尾国から丸山の間で船からの放流を行ったところであり、

53ページにかけての漁港建設事業費では、高潮から背後集落を守る、海岸保全施設整備事業

を現年度事業分、繰越事業分合わせて4件実施しております。また、単独事業についても4件実施しております。

54ページから55ページにかけての土木総務費では、新規事業として、住宅リフォーム資金助成事業を実施し、43件の助成を行っております。

道路橋梁維持費では、舗装補修事業5件を実施しております。また、きめ細かな交付金活用事業で橋梁点検業務を実施しております。そのほか、団地内道路整備補助金としてメゾン中隅田自治会へ助成をいたしたところであります。緊急雇用創出事業として、町道般若寺道祖線などの草刈りや伐木を実施しております。

56ページにかけての道路橋梁新設改良費では、単独道路改良12件、橋梁修繕1件、側溝整備事業7件、きめ細かな交付金を活用した道路改良1件、側溝整備1件を実施しており、生活基盤である町道の改良を推進したものであります。今後におきましては、適正な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

河川維持改良費では、老朽化した護岸の改修工事16件や、流下能力を高めるためのしゅんせつ工事を3件実施しております。また、県事業であります排水機場改修事業の負担金を支出しております。河川における災害発生の未然防止による住民の安全確保に努めたものであります。

57ページの公園事業費におきましては、緊急雇用創出事業を活用して、阿多田公園環境整備事業を実施いたしております。

58ページの住宅管理費では、隅田住宅1戸の解体を実施いたしております。また、老朽化に伴い中村団地の外壁補修を実施いたしております。緊急雇用創出事業で町営住宅周辺の環境整備を実施いたしたところであります。町営住宅は、老朽化により年々補修が増加傾向にあることから、管理面・安全面からも特に老朽木造住宅の入居者の移転対応は、重要な課題であると認識しております。

59ページから60ページにかけての消防施設費では、配水管布設替工事にあわせ、消火栓の設置工事を2件実施しており、工事負担金として、田布施・平生水道企業団へ支出をいたしたものであります。また、第8分団にポンプつき積載車を新規に購入して配備しております。

60ページから61ページにかけての教育総務費の事務局費では、「家庭学習のススメ」を作成し、町内全児童生徒の家庭に配布し、学習習慣の定着に向けた取り組みを推進しました。また、社会科副読本「わたしたちのまちひらお」を5年ぶりに全面改訂を行っております。

63ページにかけての小学校費の学校管理費では、平生小学校にLEDの外灯設置工事などを実施いたしております。

小学校費の教育振興費では、住民生活に光を注ぐ交付金を活用して学校図書を購入いたしております。また、就学援助やバス通学者に対する通学費補助を引き続き実施しております。佐賀小

学校へは、県から学力向上支援員が直接配置され、特別な配慮を必要とする児童に対して個別指導を実施しております。

65ページから66ページにかけての中学校費の教育振興費では、住民生活に光を注ぐ交付金を活用して学校図書を購入いたしております。また、平成23年度新規事業で実施いたしましたキャリア教育推進事業では、平生中学校卒業生の元プロ野球選手を講師にお招きし、地元出身の先輩から学ぶ講演会を行いました。

67ページにかけての幼稚園費におきましては、新入園児が20名を超えたため、3歳児学級を2クラス編成とし、特別な支援を必要とする園児が複数在籍していたため、補助教諭を1名配置しました。また5歳児学級においても補助教諭を1名配置いたしております。工事請負費として、きめ細かな交付金事業を活用しての、幼稚園屋根の改修工事を実施いたしております。

68ページにかけての社会教育総務費では、心豊かでたくましい子供を社会全体で育むため、学校・家庭・地域が相互に連携し、学校における教育活動への支援としての学校支援地域本部事業や、放課後や週末、長期休業時における子供の安全で安心できる居場所づくりとしての放課後子ども教室推進事業を実施いたしております。また、緊急雇用創出事業では、神花山古墳公園と夫婦松周辺的环境整備を行っております。

69ページにかけての公民館費では、曾根公民館の老朽化に伴い、平成24年度に改築を行うため、曾根公民館の解体工事を実施いたしました。また、きめ細かな交付金を活用して、屋外用の椅子と机を購入いたしております。

70ページにかけての図書館費では、住民生活に光を注ぐ交付金を活用して、図書の購入や書架などの図書館備品の購入をいたしております。また、図書予約検索システムの導入を図ったところであります。

71ページの阿多田交流館運営費では、展示品の充実を図るためショーケースを購入いたしております。また、県道沿いの看板に回天基地資料展示の表示を加えて、平和のとうとさを伝える学習施設としての啓発に努めております。

72ページにかけての保健体育総務費では、新規事業として、山口県内で初めて開催いたしました、「キッズアスリートプロジェクト夢の陸上キャラバン隊」を平生小学校に招致し、日本を代表するトップアスリートを日本陸連が派遣し、子供たちの陸上競技への興味関心を高めることができました。また、第66回国民体育大会「おいでませ！山口大会」の開催に当たり、平生町においてもさまざまな活動を通して国体開催の機運の盛り上げを図り、デモンストレーション競技として「電動車椅子サッカー」を開催いたしております。

73ページにかけての保健体育施設費では、国体開催に向けて、体育館内の暗幕とステージのどんちょうの改修や、駐車場の舗装整備を実施しております。

74ページにかけての災害復旧費では、農業用施設災害復旧工事8件、土木施設災害復旧工事2件を行っております。

公債費につきましては、昨年度比で約1.2%の増加となっております。19年度に策定した公債費負担適正化計画に沿って公債費の適正な管理を行っているところであります。

公営企業費につきましては、上水道企業費が昨年度と比較して14.3%減少しておりますが、主な要因は、22年度に実施しました地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の終了によるものであります。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率は、90.3%となっており、臨時財政対策債の減少により1.8%増加しております。実質公債費比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において18.2%となり、0.5%減少いたしております。財政基金の残高は22年度末と比較いたしますと、1,952万6,000円の増額となっており、23年度末残高は4億548万円となっております。財政状況は若干、持ち直しつつありますが、東日本大震災に伴う復旧・復興に関して、平成24年度以降、国の地方財政措置にどう影響があるのかなど、不透明な状況であります。また、高齢者人口の増加などによる社会保障費の増加や税制改正などによる税収の減少など、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増していくものと予想され、第五次行政改革大綱の着実な実践と第四次総合計画の計画的な推進により、持続可能な財政基盤を確立し、更なる行財政改革を推し進めながら、財政の健全化に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第2号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

歳入総額は17億3,231万678円、歳出総額は16億7,685万6,232円で、歳入歳出差引残額は5,545万4,446円でありまして、これを平成24年度へ繰り越すものであります。なお、精算分などを加味した実質単年度収支は913万9,930円の赤字となっております。この要因といたしましては、年々増加する高度医療などによる医療給付費が高騰したことによる歳出の増加に対して、財源不足を補填するために、基金からの多額の繰り入れを行った結果であります。そのため、国民健康保険事業基金の残高は45万543円まで減少しております。年度末における国民健康保険加入被保険者数は、昨年度と比較して、25人増の3,567人となっており、内訳としては、一般被保険者数が3,209人、退職被保険者数が358人となっております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

5ページの国民健康保険税におきまして、現年分の保険税は22年度と比較いたしますと、現年課税分と滞納繰越分を合わせて1,597万105円増の2億9,694万853円となって

おります。

6ページの国庫補助金の財政調整交付金につきましては、22年度と比較いたしまして98万6,000円の増額で、9,170万2,000円の交付を受けております。

7ページの前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳の人数や医療費構成などに応じて、保険者間で相互負担する制度であります。22年度と比較して、大幅に増加しており、約1億2,245万円増の、4億9,307万9,787円の交付を受けております。また、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、22年度と比較して約1,145万円の増額で、1億8,747万7,759円の交付を受けております。

8ページの基金繰入金につきましては、給付財源を補填するため、2,900万円を繰り入れております。その結果、23年度末の基金残高は、22年度末残高と比較して2,899万1,168円減少して、45万543円まで減少しております。

次に、歳出であります。10ページの総務費一般管理費では、保険証のカード化に対応するためのシステム改修を実施しております。また、医療費の抑制のための方策として、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品であります。差額通知を平成23年度から開始しております。

11ページの保険給付費の療養諸費では、約2,698万円増額し、10億5,104万9,094円となっております。対前年度比で2.6%増加しております。高額療養費におきましては、約458万円増額して、1億4,978万6,006円となっており、対前年度比で、3.1%増加しております。

12ページの後期高齢者支援金等は、約2,032万円増額し、1億6,318万446円となっており、対前年度比で14.2%増加しております。

13ページの共同事業拠出金は、約117万円増額し、1億8,632万7,152円となっており、対前年度比で0.6%増加しております。

14ページにかけての特定健康診査等事業費では、未受診者に対してアンケートや再受診の勧奨を実施するなどの受診率の向上に努めておりましたが、受診率は前年度対比で2.1%増の23.9%となっております。

次に、認定第3号簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出ともに総額6,008万1,455円でありまして、実質収支額はゼロとなるものであります。昨年度と比較して歳入・歳出ともに7.2%減少しております。減少した要因の主なものは、公債費の減少であります。

3ページの歳入のうち、水道使用料についてであります。前年度に対して約83万9,000円減額の2,933万9,660円となっております。歳入確保対策として、未納者に対して給水停止処分の実施と臨戸徴収や電話催告などを実施いたしておりますが、少子高齢化によ

り人口の減少が見られ、大幅な増収を図ることは難しい状況でありまして、今後、上水道事業との統合による経営の効率化を図っていくこととなります。また、簡易水道統合整備事業につきましては、特定財源としての国庫補助金と簡易水道施設整備事業債を発行いたしております。

5ページの歳出の施設管理費では、昨年とほぼ同様であります。新規事業といたしまして、簡易水道統合整備事業による蔭平・日向平飲料水供給施設の接続工事を実施いたしております。

6ページにかけての公債費については、平成12年度に借り入れた簡易水道事業債の償還金の終了により、約710万円の減少となっております。

次に、認定第4号下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出総額ともに6億3,690万2,253円であり、実質収支額はゼロとなるものであります。

平成23年度の管渠整備につきましては、平生地区では高須、宇佐木地区では西分、大野地区では弁上、中村、曾根地区では向井原で実施いたしております。これにより平成23年度末の整備面積は全体では251ヘクタールとなっております。普及率は55.3%、水洗化世帯率は95.7%となっております。

4ページからの歳入の主な内訳といたしましては、下水道使用料であります。普及率の伸びに伴いまして前年度より1.9%増加となっております。収納率も上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化により、現年度分の収納率は99.9%となっております。国庫支出金につきましては、工事請負費の増額により9.4%増加いたしております。

5ページにかけての一般会計繰入金は、前年度と比較いたしますと1.2%の減少であります。依然として多額なものであることにはかわりなく、一般会計を圧迫する大きな要因の一つであります。町債につきましては、工事請負費の増額により4.4%増加しております。

6ページから8ページにかけての歳出の主なものとしては、下水道管理費の流域下水道事業維持管理費でありまして、全体費用の70.1%を占めております。

7ページの下水道整備費では、公共下水道事業の実施設業務の委託を実施しております。工事請負費では、公共下水道管渠布設工事や公共ます設置工事など、27件の事業を実施しております。また、流域下水道事業であります田布施川浄化センターの水処理施設増設事業について平成23年度より工事負担金を支出しております。これは、田布施町及び平生町におきまして下水道事業の面整備が進んでおり、処理場への流入汚水量が増加してきていることから、最終沈殿池を増設するものであり、県の計画では、平成27年度に整備が終了する予定であります。

7ページの公債費では、元利償還金は、ほぼ前年度並みとなっております。引き続き3億円を大きく超えるものとなっております。今後におきましてもこの傾向は続くと考えられますので、公債費負担適正化計画に沿って公債費の適正な運営に努めたいと考えております。

次に、認定第5号水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出と

もに8万7,269円であります。これは、処理場の土地借り上げ料の支出経理のみを本会計で実施するものであります。

次に、認定第6号漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出ともに8,650万9,879円でありまして、実質収支額はゼロとなるものであります。対前年度比で1.5%増加となっております。処理区域面積は106ヘクタール、処理区域内世帯数は550戸と前年度比較して増減はありませんが、水洗化世帯数は389世帯に増加しており、水洗化世帯率は70.7%となっております。汚水流入量の増加に対応した処理施設の維持管理体制が必要となってきており、この財源確保のためにも、水洗化率の向上を図り、料金収入の確保が必要不可欠なものであり、普及促進にこれまで以上に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

3ページからの歳入のうち、排水施設使用料につきましては、水洗化世帯の増加に伴い収納額は1.6%増加いたしており、また収納率は100%となっております。一般会計からの繰入金につきましては、3.7%増加しておりますが、主な要因はきめ細かな交付金事業での管渠布設工事を実施したことによります。

5ページの歳出につきましては、全体で3.6%増加しております。主な要因といたしましては、工事請負費がきめ細かな交付金事業などにより、約193万円増額したことに伴うものであります。

続きまして、認定第7号熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出総額ともに2,259万8,234円となっております。実質収支額はゼロとなるものであります。介護認定審査会は毎週2回を基本として開催をしており、平成23年度の総開催回数は85回で、審査判定総件数は2,360件となり、審査判定件数で141件増加しております。

3ページの歳入につきましては、審査会の構成町である田布施町と上関町からの負担金と平生町からの運営費としての繰入金であります。

4ページの歳出につきましては、認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。内容につきましては、前年度とほぼ同様でございます。

続きまして、認定第8号介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額11億5,005万3,476円、歳出総額11億4,516万1,173円、歳入歳出差引額489万2,303円を平成24年度へ繰り越すものであります。介護給付費に係る返還金と追加交付分を加味した実質収支額は974万8,879円になるものであります。

高齢者数の増加によりまして、平成23年度末の第1号被保険者数は4,049人で昨年度末と比較して84人増加しております。そのうち65歳から75歳未満の被保険者数が1,

901人に対しまして、75歳以上の被保険者数は2,148人となっております。また、要介護認定者数は738人で、27人増加しております。

5ページからの歳入につきましては、介護給付費の増加により、国庫負担金や支払基金交付金、県負担金が増加をしております。

7ページの介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の財源に充てるために繰り入れたものであります。

9ページから10ページにかけての保険給付費につきましては、給付費総額が10億7,580万8,653円でありまして、対前年度比12.3%で、大幅に増加しております。内訳といたしましては、介護サービス等諸費が9億4,954万400円、介護予防サービス等諸費が4,914万564円、高額介護サービス費が2,508万236円、特定入所者介護サービス費が4,874万3,130円と各給付サービスは大幅に増加しております。

平生町の平成23年度末の65歳以上の割合は31.5%となっており、年々高齢者数の増加に伴い、今後も要介護者は増加していくことが予想され、必要とするサービスが必要なときに受けられるよう、サービス提供基盤の整備は今後も行っていかなければなりません。一人でも多く、高齢者が自立して元気な長寿社会を送れるような取り組みも進めてまいりたいと考えております。

次に、認定第9号後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出ともに総額1億7,887万2,112円で、実質収支額はゼロとなるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料であります。平成23年度は保険料の改定が行われていないことから、収納額はほぼ前年並みの歳入決算額全体の70.1%を占めており、収納率は99.5%であります。

歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で1億6,855万5,692円となっており、歳出決算額全体の94.2%を占めております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、別冊の財産の調書、平成23年度決算の付属資料及び決算審査意見書を御参考に、御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます、決算報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午前11時からいたします。

午前10時48分休憩

.....  
午前11時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

### 日程第31．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第31、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。まず、河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） それでは、質問をさせていただきます。

まず、平生町地域防災計画の見直しについてお尋ねします。これまで議会からも防災、減災への取り組みについての質問や提言などもありましたが、その答弁の中で、「国、県の動向を注視していく」という言葉があったと思います。先月もいろいろ発表されましたし、東北大震災からも1年と半年がたちました。平生町の地域防災計画見直しの進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

また、自然災害から町民の生命と財産を守るための防災について、新たな取り組みがあればお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 防災に関連をして、防災計画の見直しの現状ということでございます。国、県の見直しの動向等を踏まえて、町としても対応していきたいということを申し上げました。ちょうど、先ほどもありましたが、南海トラフの被害想定が発表されたり、あるいは東日本大震災からちょうど1年半が経過をいたしました。改めて津波、地震、それから原発被害、こういったものの深刻さというものが、今、これから生活再建、復興へ向けてまだ取り組んでいかなきゃいけないということで、大変な状況が続いております。

こうした状況を踏まえ、平生町の地域防災計画は阪神・淡路大震災を受けて、平成11年に改定をされたものでございまして、今、見直しの作業に入っているところでございます。我々としても、見直しに当たって留意すべき点は、一つは国が法律等の改正、あるいはまた政策の変更、こういったものに基づいてとられる対策、それからまた県においても、地域防災計画等についても県の対応がどうなっていくのか、この辺もしっかり動向を踏まえた上で、例えば町も、先ほども言いましたけれども、土砂災害警戒区域の設定等を含めて、県のそうした指定を踏まえてこの地域防災計画に反映をさせていくというふうに申し上げましたけれども、こういった問題。あるいはまた被害想定をどうしていくのか。かなりまだあの当時の、阪神・淡路大震災を受けての平生町の改定をしたわけですが、まだまだ地震の想定も今回のような大きな地震の想定ということになっておりませんし、それから津波の想定もそういう状況になっておりません。したがって、これからはもちろん県におかれましても、こういった津波による市・町の浸水地域がどうなってい

くかというようなことについても、これから防災計画の中で示されていくというふうに聞いておりますので、こういった被害想定等についてもそこら辺との連携を大事にして、それを受けとめて改定に当たっていくと。

それから、今もう既にいろんなあれを抽出させておるんですけども、完全にもう、例えば当時の実態と現実の状況がもう完全に変わっていると。例えば課制の変更だとか、合併前の関連機関のあり方等についても、平生署との連携っていうのがありましたけれども、今、幹部交番になっております。町の課制の名称等も変わった。こういう機械的に変えていかなきゃいけない部分と、国、県等の動向を踏まえてやっていかなきゃいけない部分と、そこら辺の今、振り分けっていいですか、抽出作業をさせておまして、これからそれぞれ関係各課の分野別に振り分けしていきます、先ほど言いましたように、県の津波被害想定等もこれから組み入れて、来年に向けて素案を作成をしていくと。県との協議もしながら、さらには防災会議等を開催して、来年の秋ぐらいは何とかめどには、取り組んでいきたいなというふうに考えているところであります。

そういう状況と同時に、今、町としてできる対策は何かというようなことで、海拔の表示板等の取り組みについても今、もちろん防災計画を変えていかなきゃなりませんが、同時にできる取り組みはやっていって、町民の皆さんにも啓発を促していこうということで、取り組みを進めさせていただいております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） これは、やはりきょうあすにできるものではないというのはもう重々承知ですので、見直しは適宜迅速に進めていただきたいと思います。来年の秋をめどにと、すごく僕が思っていたよりも早く、早い段階の目標を設定されてますので、本当にありがたいと思っております。

そのときにはぜひ、地域防災計画の見直しのときには、ぜひライフラインの耐震化ですね。平生町でいえば簡易水道、飲料水供給事業、それと田布施と行っています水道事業になると思いますが、この耐震化には、これもやっぱりかなりの予算と時間が本当にかかると思います。防災計画の中に具体的に計画を盛り込んでいただきたい。その耐震化と並行して、先日の田布施・平生水道企業団議会でもありましたけれども、水道管に被害が出たときのバックアップ体制、町の職員さんにも水道の経験者もいらっしゃいますし、水道管理者の方までいらっしゃるぐらいの、経験値が高い方がたくさんいらっしゃいますので、田布施町と両町でやってますのでなかなかスムーズにいかないかもしれないですけども、できるだけ早くバックアップ体制を構築していただきたい。これは、バックアップ体制の構築っていうのは必須だとも思っています。

また、安心して避難できるよう避難場所はもちろん避難場所の設備の充実、これも計画し実践をしていただきたいと思います。

しかし、この計画書、オレンジ色の今、町長がお持ちの平生町地域防災計画書ですけれども、これ非常に難しいです。読んでいくと、内容が濃くて、専門用語もありますし。これ行政向けというか、町民のとるべき行動というのが何カ所か書かれてますけれども、町民がぱっと見てすぐ理解できるようなものではありません。ですので、実践で使えるハンドブックというか、被災時には平生町のみんなはこう動くんですよ。各災害いろいろありますけれども、そのときにはどうしたらいい、この地域はこういう危険が高いから、この時期にはここにいましょう、このエリアはここが標高高いですよとか、そんなものが簡単に、どこまで小さい子が理解できるようなハンドブックをつくるかっていうのは難しいところですけども、ハザードマップ等きょうのお話もありましたけど、それぞれのハザードマップ、もう全部一緒くたにして、もう災害時の対応マニュアルのようなものを行動パターン、行動指針っていうか、そういうものをつくってみてはいかがでしょうか。それが必要になるような災害があつては困りますけれども、完成したらやっぱり全戸、できれば全町民に、お守りのようにもう携帯をしていただく、携帯できるようなサイズのもので配布をして、これはちょっと飛躍し過ぎかもしれませんが、自衛隊とかにも送付しておけば、平生町にもし災害が起きたときには、平生町のこことここにたくさんの人が避難するんだなと把握しておいてもらえれば、救援物資なんかも素早く届くのではないかなと思っています。

先ほど休憩中にも話が出ましたけれども、私ごとですけども、我が家では物品 災害グッズですね に関しては、ライフジャケット、食料や水なんかを、一度に買うと高額ですので少しずつそろえるようにしています。分散して保管することも進めているんですけど、それぞれの自然災害の家族の行動です。夜間とか休日とかの在宅時の行動パターン、これを話し合うときには問題ないんです。しかし、例えば学校に子供が行っているとき、就学時間のときです。津波警報が出たら、学校はどう考えちよるんじやろうねと。この前出ました被害想定でいえば、6メートルじゃけ屋上に上がるんじゃないかねとか。6メートルは想定じゃけ、来るまで100分以上あるけ、歩いて農道上がったほうが安全確保できるんじゃないかねとか。本当、我が家で勝手に、僕らが勝手に話し合っています。

我が家のように、それぞれの方がそれぞれの思い思いに動くよりは、行政と家庭や学校や企業、自治会、それぞれが、そのハンドブックによる共通の認識の上で連携とすみ分けをすれば、かなり減災につながると思います。先ほど我が家の話であれば、小学校がどう動くというのが皆さん把握できていれば、そういう保護者の方は、平生小はどこそこへ避難するけ大丈夫と。だから、危険が去ってから迎えにいけば大丈夫だと。まずは自分の命を守ろうと。よし、逃げるぞと。まず逃げろちゅうのが、家族の中でも、「てんでんこ」とかいう東北に言葉があるそうですけれども、それぞれの命はそれぞれで守ろうと。そういうふうになるのではないかと考えるんです。

そういうことをどう思われますかね。ハンドブック、こういう趣旨のハンドブックを早急な検討はお願いをできませんでしょうかね。町長どう思われますか、お尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今いろいろ災害を想定して、家庭や学校、地域でいろいろ皆さんが対応について協議をされたり話し合ったりっていうのは、私はやっぱりそれはそれで大変大事なことだと思いますし、どんどんこれはやっぱりやっていく必要もあると思うっております。

今御指摘をいただいたハンドブックの件ですが、今までいろんな、またこれから、きょうも言いましたように、土砂災害ハザードマップも皆さんに示していきますけれども、こういった地震、この前出したのが地震、それから今回土砂災害、それぞれあります。

確かに、あったようにこの地域防災計画については、かなり行政の、我々の対応の第一警戒態勢とか、いわゆる一般住民にとっては、むしろそれはもうちゃんとあなた方やってくださいよということになるんだろうと思いますので、この辺の総合的な対応についての災害時のマニュアルといえますか、いろいろ今までも出しているんですが、その辺を一度整理をする必要はあるかなという気はしておりますけれども、どんどんいろんな通信手段等も今、整備をしていっておりますから、そういった事々、もろもろをある程度まとめて、この地域防災計画が策定できる段階で、あわせてそういうことができるかどうか、ちょっとこれは検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 今、ほんと心強い答弁いただきましてありがとうございます。ぜひ検討をしていただきたい。

最後、再々質問ですけれども、これいつごろまでという質問をしようと思ったんですけども、先ほど計画は来年の秋ごろを目指してということでした。それも踏まえて、早い段階でやっていただけると信じております。

今、町長からありましたように、避難行動はやっぱり個人個人、これがしっかり考えるべきことだとは思いますが。しかし、防災減災の危機管理、今、風潮といえますか、お役所の仕事という流れがあるような感じがします。報道等が過剰といったら語弊があるかもしれませんが、お役所の責任を問うような報道がかなりありましたので、全体として本当に受け身になっているように感じるんですね。これも仕方ないかなとは思いますが。国民のほとんどの人は、報道等で目にはしてはみますけれども、実際には被災をしていないんですね。津波を映像では見たけれども、実際に何もフィルターを通さないで見たっていう方は、本当に国民全体から言えば少ない。そういうこともあって、この防災の日等々で最近、防災のテレビ番組が多いですけれども、よく報道されるのが「釜石の奇跡」というのが皆さんも聞かれたことあると思います。当然。釜石の子供

たちや関係者からすれば、十分準備をして訓練もして、やるべきことを本当にやったまでなんだ、多分当事者の方たちは本当にそう思ってると思います。防災だけじゃなくても、ほかのことで、よそから見りゃ奇跡のようなことが普通と言えるような、防災も含めていろんな面で、奇跡が普通と言えるような平生町を目指すべきではないかと思います。ちょっと外れて申しわけないです。

全町民がマニュアル等々によって、被災時の自分の命の守り方、自分の動き方を理解した状態で、実際に訓練などをして動いてみた上で、今がその行動をとるときだと周知する方法。先ほどもサイレンの、防災無線の話があったように、例えば徒競走で「用意ドン」ですね。「用意」をして構えておるけれども、ピストルの「ドン」が鳴ったらスタートすると。運動会の例ですけれども、そのピストルの号砲がなければ走り出すタイミングちゅうのはなかなか難しいと思うんです。その合図があるのとないのとは本当、減災の効果っていうのは天と地の差があると思います。

地震以外の震災、地震後に起こる津波も震災の一つであると思いますけれども、震災を含めた自然災害は、事前にある程度は予測、想定ができています。そのことを対象地域の方にできるだけ早く、正確に伝え、備えをしていただくこと、とるべき行動をとっていただくことが重要です。ちょっと先ほど町長のほうから触れていただいたんですけれども、その伝える方法、仕組みはいかがでしょうか。防災行政無線のデジタル化、これ今現在進行中でございます。現状の体制をデジタル化するものというふうな認識であるんですけれども、行政協力員会議でも、この行政無線について聞こえにくいという声も上がっていましたし、それに対して検討していくともお答えになっていると思います。また、その対策として、防災メールにも取り組まれています。問題はそのようなものを利用されていない方、受け取る環境もない方への対応が課題とも思います。

伝達方法について、行政無線等々の伝達手段、「用意」はハンドブック、「ドン」がその伝達をする防災無線と思うんですけれども、その防災無線を含めた伝達方法、これについて検討中なのか、それとも検討されて、もう方針がある程度、何点か決まっているのか、そういうことがあれば現状のほうを教えていただければと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 防災行政無線のデジタル化とか防災メールとか、今いろんな情報通信手段の確保に向けての取り組みは行っておりますが、総務課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの河藤議員の御質問でございますが、まず防災行政無線のデジタル化については、今取り組んでおります。今のところ、今の既存の親局、子局が全部で26局ございます。これはベースにやっていきたいと思っております。

これは年次的にやっていきたいと思います。

また今、御質問がございましたそれ以外で聞こえにくいとか、ちょっと電波が届きにくいとか、そういったことも含めて、もう全部調査はしております、これについても年次的に逐次改良を加えながら整備をしていきたいと思っております。

それと、その他のいわゆる伝達情報発信の手段でございますが、先ほどから町長のほうも話をさせていただいておりますが、今の防災行政無線はもちろんでございますが、防災メール、また昨日行いましたけど J A L E R T、また携帯電話の情報、これは携帯電話 3 社全て登録してない携帯電話をお持ちの方全てにこれ緊急速報メール、これを平生町も取り組んでおります。また、広報車による周知は必ずやっていきたいと思ひますし、また自治会への連絡、代表の自治会長さん、またホームページとかイントラでの災害情報システムも構築しておりますのでそういったもの、また報道機関からの情報、さまざまな情報のチャンネルを使いまして、さまざまな住民の方に情報発信して、いわゆるそういった災害もいろんな災害ございますが、それに応じた対応をさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） ありがとうございます。じゃ、次の質問に移らせていただきます。

続いては、教育長にお尋ねします。4年前に、行政の事務方トップである総務課長からフィールドの違う教育長になられ、それまでとは違った御苦労があったと思ひます。そこで、平生町の教育行政を指揮してこられた4年間の総括として、高木教育長の目で見えた平生町の教育行政の状況と、今後の平生町の教育全体のあり方をお答えいただければと思ひます。特に、未来の平生町を担う子供たちの学校教育の課題と目指す形、方向性をお答えいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） それでは、お答えをさせていただきたいと思ひます。

本当に月日がたつのは早いもので、あっという間の4年間でございます。今、総括をというお言葉もありましたので、この4年間を振り返って少しお話をさせていただければというふうに思ひます。

就任後、その年の12月議会で一般質問を受けました。そのときに、一般行政からの自前の教育長を喜ぶという激励の言葉とともに、抱負をとありましたので、わずか2カ月の就任期間、いろんな教育の勉強をしてといたしますが、つけ焼き刃的にほんと欲張った発言をさせていただきました。そういったものがベースとなってこの4年間過ごしてきたというふうを考えておりますけ

ど、ほんとに教育行政の経験もない私にとっては、ほんとに大きな不安の中での出発であったということは事実でございます。特に4年間で感じたことっていうのは、やはり自分の未熟さと非力さ、そういったものを感じながらの現在ということが言えるんじゃないかなというふうに思います。

それ以外に感じたことといえば、やはり当時子供たちの学力の向上っていうのがすごくテーマになった年でもありましたから、その向上に向けた取り組みという中で、ほんとに保護者のニーズが多様化し高度化してると。そういったものに対して、学校は大変忙しい対応をしているというのが正直な気持ちでもございました。

また、家庭や地域の教育力の低下ということも全国的に言われているというような時代でもあったわけです。そのとき当時の塩谷文部科学大臣が、家庭と学校と教育委員会に対して、緊急的なメッセージを發してます。やはり学力の向上であるとか、生活習慣とか学習習慣をつけなさいと。そういったことを受けまして、私なりに考えたことが、やはり家庭で約束してもらいたいこと、親と子の10の約束ということで、10項目にわたって子供たちはこうしてほしい、家庭にあってはこうしてほしい、そういったお願いを小中学校の保護者に向けてアピールさせていただいた状況が思い出されます。そういったものがいろいろ学びの道しるべとか、家庭学習のすすめ、さらには各学校での学習の約束、そういうものに発展して、今年度はまだできてはおりませんが、「早寝・早起き・朝ごはん」のリーフレットづくりに取り組んでいく。それが学力の向上、あるいはまた生活習慣、学習習慣の確立につながっていったんじゃないかなというふうに判断をしておるところでございます。

また、地域の教育力の向上、活用ということについては、小中学校におけるコミュニティ・スクールの指定。中学校はまだ発足はしてはおりませんが、今年度コミュニティ・スクール指定をいたしますし、3校のこれからの連携というところに地域の教育力を利用しながらの児童生徒の教育というものが展開されるという状況でもあろうかと思えます。

夢や目標を持つというのは、いつの時代も言われることでもあります。そういう意味で、本物に触れさせる、生に触れさせる、そういう観点から、先ほど来からありましたように、「キッズアスリート夢の陸上キャラバン隊」こういった誘致や、また本町出身者の功成り名を遂げたって言えば言い過ぎかも知れませんが、一生懸命努力されて頑張ってきた人たちのほんとの話を中学生に聞かせるというキャリア教育、こういったことに手をつけることができたっていうことは、ほんとにうれしい限りではございます。これからも続けていきたい、またそうあってほしいと願うところでもございます。

いろいろまだまだ申し上げたいところもありますが、基本的に私自身言い聞かせていることっていうのは、やはり議会を初め町執行部、そして住民の多くの方々からいろんな御指導、御支援

をこの4年間いただけたということに尽きるんじゃないかなというふうに考えております。当然、平生の教育を進めるということについて、自分に何ができるか、また町民の方々が何を期待されてるか、そういった機会に触れなければならないという観点からも、いろんな行事、イベント、案内をいただいたものについては、全てとっていいほど出席をさせていただいて、ほんとに雰囲気、そういったものを感じ取るようにしてまいりました。その中で、ほんとに先輩方、あるいは教育関係者の方々から、暖かい御支援、御指導がいただけたというふうに考えておるところでございます。やはりそういう方々との信頼関係を大事にしていこうということが、ほんとにわかっていただけてるんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

先ほど行政報告ということもありましたけど、これ任期最後の定例議会で、そういう機会を与えていただいたこともほんと非常にありがたい、うれしい出来事の一つでございます。

ハード事業につきましては申し上げることもなく、国の予算措置等多々ありまして、それまでの緊縮財政が考えられないほどの投資ができたというふうに考えております。これも町長を初め財政当局の理解のもとでできたたまものであるというふうに認識をいたしておりますし、今後ともそういう面では、予算の確保についてはまた努力をしていきたいという思いでございます。

現状を今まで4年間過ごしてきた中で、これからの課題ということもございました。課題と言いまして、それをじゃあどういふふうに進めていくかということは、現時点決まっておるわけでもございませんし、私の口から申し上げるのは口幅ったいことではございますが、現在、今の時点で自分がどう考えてるかということの観点で発言させていただきたいと思っておりますので、お許しをいただけたらというふうに思います。

教育の目的ということは、もう教育基本法、いろんな形で法文化されておりますし、その中にほんとに格調高い言葉が連なっておるわけでございますが、それを私なりの言葉で言いかえれば、やはりふるさとを誇り、愛し、平和と福祉の向上に貢献することができる知・徳・体の調和のとれた、生きる力を持った人間の育成ということ、ちょっとまだ堅苦しい話ではありますけど、やはり生まれた、育った地域に愛着と誇りを持てる、そういった児童生徒、あるいはまた大人の教育というものを進めていかなければならないというのが、一言で言えばそういうことであろうというふうに思います。

そういう意味で、学校教育の課題ということになれば、まず一つ目は、確かな生きる力の育成。やはり今、生きる力っていうものが国、県を挙げて取り組むテーマの一つでございます。そこには当然、学力の向上がでございます。基礎学力をきちんとつけること、やっぱりこれが一番大事なことであろうかと思っておりますが、そのためには、やはり小学校におけるファーストステージの先生方、教師の指導力の向上というものが求められるというふうに判断しています。

公立の小中高校の先生方の平均年齢といえますか、かなり高くございます。50歳以上の方々

が三十六、七%を占める。じゃこれから10年間で50代の先生方っていうのは全て退職ということになって、新採の先生が張りついてくる。これまでいろんな形で、学校教育の中でノウハウを持っておられた方々がいらっしゃらなくなるという面が出てまいります。いかに今まで培ってきたそういったものを若い先生方に引き継いでいくか、これも大きな課題の一つであろうというふうに認識をしてるところでございます。

やはり家庭での生活習慣とか学習習慣、この確立も重要なことでございますし、夢や目標を持つということも必要です。人の役に立ちたい、やはり自分だけが生きるんじゃないで、人のために人の役に立ちたいという自己有用感、そういった気持ちを持つ子供たちに育つということが、学校教育の大きな目標の一つでもであろうというふうに思いますし、そのためには、言語活動の充実と言われておりますように、コミュニケーション能力をやはり全員がつけなければ難しいものでであろうというふうに思います。

課題の二つ目としては、やはり家庭と地域との連携、あるいはまた幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携、この2つが大きく上がってまいります。学校というのは、これまでも申し上げておりますように、地域とともにあるものというふうに思いますし、そこでふるさとを愛し、誇りを持つために、やはり地域との連携なしには、こういったことは進めていけないというふうに考えるところでございます。コミュニティ・スクールの役割、そういったものを中心に、学校、家庭、地域の連携というものをさらに図っていかねばならない。

また、幼、保、小、中の連携につきましては、子供の成長にとっては、やはり与えられた教育環境がつながってなければならぬというふうに思います。卒業のときには、その課程を修了したことを証するというような卒業証書をそれぞれ園長、校長が出します。そこには、やはり責任を持ってもらいたいということは、校長、園長会議の中でも話はしておりますし、保育園を含めて、やはりそういった一貫した教育というものを考えていかなければならないというのが実感でございます。

課題の三つ目でございますが、やはり教育環境、学習環境をソフト面じゃなくてハード面、耐震化の問題がとやかく言われている中でございますが、これも早急に予算の確保をしながら進めてまいりたいというふうにも思いますし、あわせて自校給食を選択している本町にとっては、給食室の改修も大きな課題ということになっておりますので、校舎、普通教室棟の改修とともに、給食室も考えていかなければならないことを思っております。

最後になりますけど、やはりあいさつについても大切なものであると。朝夕の声を出してのあいさつ、今、小中学校、地区の方々、町民会議を中心にあいさつ運動を取り組んでいただいておりますが、やはりあいさつは人間形成の上で基本的なことです。こういったことにも取り組んで、あいさつがあふれる学校、笑顔があふれる学校、そういったものを目指していきたいというふう

に思うところでございます。

いろいろそういったことが実を結べば、やはり郷土や我が国の将来を担う人材というものがこの平生の地から生まれてくる、巣立っていってくれるのではなからうかなという大きな期待を持って、これから本町の学校教育に取り組んでいかなければならないというふうに、現時点で考えているところでございます。

言葉が過ぎたところはお許しをいただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） ありがとうございます。本当に、今までの御苦労等、十分伝わってきました。

今、4点、生きる力、連携等々お話ありましたけれども、生きる力……。きょうの朝の行政報告の中でもありましたけれども、いじめ、これは、これを子供たちがどう乗り越えていくか、これ本当にすごく重要な力だと思うんですね。ほんといじめっていうのは、いろんなパターンがあると思います。正直、僕を例でいきますと、恐らく皆さん、僕何言われたら傷つくかなと思ったから、「でぶ」とか言われたら傷つくんじゃないかなと思うちょっと大人の方は多いと思うんですけど、僕、一番言われて傷つくのは「おもんない」と。冗談を言いよるときに、「おっちゃん、おもんないね」って子供に言われるのは、ほんと一番傷つくんですね。じゃけえ、自分が思うちよること以上に、その子にとっちゃ、そんな小さいことって聞いてしまうほど小さいことが、一番最初の原因になってくるのが本当にあると思います。で、小さなサインを見逃さないということをお話されましたけれども、本当に小さなことでも、その本人、その家族、地域、友達を巻き込んでしまった段階に来ていたら、ぜひ学校だけじゃなく、いろんなところで連携をして、これには本当に全力をつぎ込んでいただきたいと思います。

それ以外の給食室ですね。これに限って言いますと、やっぱり町長部局との兼ね合いもあると思いますので、ぜひとも町長、実現のためよろしくお願ひしたいんですけど、それはほっときまして、あと連携とあいさつ。この連携にしては、地域で言ったらやっぱり大人の連携ですよ。これが一番大切になってくると思うんです。学校で言えばやっぱり先生。先生の連携、これがなっていないのに、子供たちにあいさつしなさいよ、連携しなさいよなんて言っても、これはもうほんとの大人の勝手になると思うんです。やっぱり全てにおいて大人のこのつながり、あいさつにしても、ほんと子供たちのほうがあいさつをよくしてくれる。こちらからあいさつしても、高齢者の方は耳が聞こえにくいというのがあるかもしれませんけれども、あいさつしてもそのまま通り過ぎる方が多い中、子供たちはほんと、どっちが先に言うかっていうぐらい、顔見たらすぐあいさつをほんとしてくれます。

この先、1期目の任期がもうじきということは、先のことはまだ全く、現時点では未定ではあ

りますけれども、もしあれば、決意というか、教育長の思いがあれば短い目で、あれば、あれば、あれば、であれば、よろしく願います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 先ほど申し上げましたように、連携というものが全てのところで必要でございます。そういう意味で、やはり発言させていただけるなら、やっぱり自分が一生懸命取り組む以外にはないというふうに考えております。

.....  
議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告いたしました質問をさせていただきます。

1番目に、雇用対策の取り組みについて2点お伺いいたします。

1点目に、今年になり半導体大手企業の合理化に伴い、山口県下でも廃業する企業が相次ぎ、関連企業も連鎖倒産という以前にも増して厳しい状況になり、町内でもやむを得ず離職する人、働きたくても働く場所がない、早急に雇用支援をする必要があります。町としてはどのような対策を考え、また取り組まれているのでしょうか。

2点目に、高齢者等の就職希望者の現状と対策についてですが、60歳定年が定着しております。しかし、年金支給年齢の順延により、年金は支給されない、あるいは受給年齢に達しても年金では生活できない等々の事情により、再就職を求める高齢者も少なくありません。働く意思のある人には、就業の機会が与えられることがよいと思いますが、国では高齢者等の雇用の安定等に関する法律を制定されております。町政にとっても、高齢者対策はとても重要課題でもあります。町内での高齢者の60歳以上、65歳未満、65歳以上で就職を希望している町民がどの程度おられるのか、実態がわかればお伺いしたいと思います。

また、高齢者等の雇用の安定等に関する法律で、定年退職等の場合の退職準備援助の措置、また職業紹介等を行う施設の整備等での取り組みがありますが、町では第四次総合計画の基本方針の中にありますので、その取り組みについてお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 雇用対策に関連をいたしまして、まず第1点は、昨今の半導体大手企業の不況といいますか、相次ぐ工場閉鎖等を受けて、いろいろ離職を余儀なくされている方々があると。平生町においても影響があるということで、どういう町として対応をとっているのかということでございます。

御指摘のように、大変厳しい雇用情勢、もちろん県も厳しいんですが、とりわけこの地域、7月の有効求人倍率が、県が0.87、柳井管内が0.57ということで、大変厳しい状況でございます。これはもう、今年の初めごろからいろいろ問題が指摘をされておまして、シルトロニ

ック・ジャパン、これは光でございますが、これが5月に閉鎖をいたしております。それから、ルネサスも今から希望退職を募ってやっていくと。それから、最近では大畠製作所ということで、町内からも関係従業員の方もいらっしゃるということでございまして、本当に雇用の面での不安というのが高まっていることも事実です。

第一義的には、それぞれ今申し上げました企業において、社会的な責任ということも踏まえて、できるだけ地域経済への影響を食いとめていこうという立場で、雇用の確保、再就職ということについて、いろいろ取り組みをいただいております。これはもう大前提でやっていただいておりますけれども、同時に、行政のサイドとしても、県と国、これは労働局でございますが、国、労働局、それから山口県、それから関係市町、本町も加わって今、雇用対策連携会議、これを設置をいたしまして、それぞれ情報交換含めて、従業員の支援に当たっていこうということで、対応をさせていただいております。

昨年の暮れから、もう町は具体的ないろいろこういう問題出ましたので、相談窓口は町のほうで設置をいたしておりますし、私自身も、ハローワークの所長さんや、それから県の県民局の皆さんと一緒に、町内の従業員で30名以上雇用されているところを対象に、この1月と5月、2回にわたって各社訪問して、できるだけ地域で雇用吸収ができる部分については何とかしてほしいということで、要請行動も行ってきたところでございます。引き続きこうした連携をとりながら取り組みを進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、次の高齢者の対策でございます。高齢者等の雇用安定に関する法律、高齢者雇用安定法というふうに言わせていただきますが、この法律が改正をされまして、これは来年の4月から適用ということになるんですが、65歳定年、これをもううたっております。定年制を65歳で制定をできているところ、あるいはまたそうでないところは継続雇用ができる制度をしっかりとってほしいということになっておるわけでありまして、年金が、御承知のようにこれから厚生年金もいわゆる報酬比例部分、3年に1歳ずつずっと繰り下げていきまして、60歳が65歳になっていきます。そうすると、その間の60歳定年とのギャップをどうするかということで、そういうことで65歳までに引き上げていこうと、これが国の今回の法改正の背景にあるわけでありまして、そういう形で、これから企業のほうもそれだけ責任を負うということになってきますので、高齢者で働ける方はしっかり働いていただくと。

全体で、これはいつか資料が出ておりましたが、これから2030年には、厚労省のこれは資料ですが、就業者数が最大で845万人減少するというような恐るべき報告が出ておりましたけれども、これはもう当然、若い人たちはもちろん高齢者から、女性から、いろんな形の雇用のパターンというのが、これから本当にとられていかないと、日本の産業そのものも成り立っていかないということに恐らくなるんだろうというふうに思います。そうした意味で、こうした対策が

とられて、高齢者の安定した雇用というものが保障されていくということが、全体として望ましい方向だと思っております。

そうした中で、平生町としてどうかということなんでございますが、今、町として64歳まで、それから65歳以上、どれだけ就業希望があると、就職を希望されているかというような把握は、町としては行っておりません。今までいろんなハローワークから求人募集等来れば、必ず皆さんに情報提供はさせていただいておるわけでございますけれども、今、シルバーの人材センターでどのくらい登録をされているかというのを一つの判断の指標にさせていただければありがたいんですが、60歳から64歳までが66人、65歳以上が410人、柳井広域シルバー人材センター。両方で476人、そのうち平生町で登録をされている方が104名ということで、高齢者の働く意欲をもって、シルバーで働いていただいております方がそれだけいるということでございまして、町としてもできるだけこの支援をしていかなきゃいけないというように思っております。

さっき言われた法に関連をして、定年退職等の場合の法律に関連をして、退職準備援助の措置、あるいはまた職業紹介等を行う施設の整備、これにおいては、これは退職準備援助の措置、これは事業主が行う、事業主の責務としてそういった退職に当たってのいろんな準備を手助けをなささいということでございますし、職業紹介を行う施設については、これは山口のほうに山口高齢・障害者雇用支援センター、これがもう設置をされていると、労働局のほうですね。ということで、これは国の取り組みということになろうと思っております。

したがって、町とすれば、高齢者の雇用につきましては今、個別具体的というんじやなしに雇用を、今言いました柳井広域シルバー人材センター等を通じてやっぱり支援をしていくという形になろうと思えますし、これからもできるだけそういった意味での支援はしていきたいと。個々のいろんな採用から相談については、先ほど言いましたように、町の窓口でいろんな相談対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 事業主や国の責任において支援とかありますが、国は高齢者の対策で60歳から64歳の就業率を2011年には57.3%あり、2015年には60.1%という目標を掲げていますが、町での雇用に関する情報提供の取り組みの満足度の数値というのは大変低いように思われますし、町でも高齢者の就業率が上がるように、事業主、国の管轄ではありますが、その代行として、町としても取り組んでいただきたいと。今いろいろ窓口も設けておられますので、それが町民に皆さんわかるように、町報何々に記載していただいて皆さんが、町でも動いていますということをわかるようにしていただきたいと思います。これは強く要望して、質問を終わらせていただきます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。高齢者の確認方策についてお伺いいたします。

住民が密接につき合っていた時代とは異なり、核家族化が進み、希薄な人間関係になった現在、高齢者が行方不明になったことの把握、孤独死の防止、家族がいても亡くなったことを隠して年金を受け続けているという報道が以前されておりましたが、これらを防止することについては、行政の役割は大きくなっております。しかし、個人情報の尊重、プライバシーの確保と言って行政が及び腰になっているように思いますが、町内での不明者、不在者等の把握、確認はどのようにされておられるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後 1 時からといたします。

午前11時53分休憩

.....  
午後 1 時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 岩本議員の高齢者の確認方法について、いわゆる見守り活動だろうというふうに思います。地域福祉計画を昨年つくりましたし、高齢者福祉計画においてもそうですが、こうした地域での高齢者の見守り活動の重要性を我々も強く感じておりますし、また、質問の中にもありましたように、いろいろ個人情報の尊重、プライバシーの保護というようなことで、なかなか情報の共有化が難しい部分もあるというお話でございます。確かに、そういう面が生じていることも否めないというふうに思いますが、命にかかわる問題でございますから、必要最小限の情報については地域でも共有できるように、できるだけしていきたいというのが基本的な我々のスタンスだと思います。

今、高齢者に対する取り組みということで、ひとり暮らしの高齢者、そして高齢者のみの所帯、さらには、これは去年から拡充したんですが、日中に高齢者だけの所帯になる対象者、こういった方々を対象として緊急通報システムの設置事業、これはもう以前からやっておりますが、今です、平成 24 年 3 月 31 日現在で 67 台が設置をされておるといってございまして、この普及拡大を、これは向こうからも入ってきますし、こちらからも、何かあれば緊急通報できる、所在の確認もできるというようなこともできますので、この通報システムをまだまだ、これからも取り組んでいきたいというふうに思いますし、今、高齢者の配食サービス等の事業も行われておりますので、食事の提供ということと同時に、日常生活の状態、安否確認等、附随的に行っていただくように今、行っております。

あるいはまた、介護の関係で言えば、介護サービスの受給者には、ケアマネージャーが毎月、モニタリングを実施しておりますので、定期的なこのサービスをされる中で、安否の状況の確認ができるということになっております。

あるいはまた、ボランティア関係で言えばボランティア給食、これも安否確認を附帯的にやっ  
ていただいておりますし、また、特に民生委員さんには、高齢者保健福祉実態調査、これがひとり  
暮らしの高齢者、75歳以上の高齢者の、いわゆる二人暮らし所帯、高齢者所帯、寝たきりの  
高齢者等の実態調査をこれ、毎年お願いをしておるわけですが、この調査あるいはまた  
敬老祝い金等の配布をお願いしておりますので、この辺についても、あわせて高齢者の安否確認  
ということにつなげてやっていただいております。敬老会の案内等も婦人会なんかをお願いをし  
ておりますし、また、自治会においても対応していただいて、対象者の方々についての状況の確認  
をお願いをしておるという状況でございます、あれやこれやといろいろ取り組みをしていた  
だいておる経緯もありまして、町内においては高齢者の所在不明、あるいは孤独死等を未然に防  
ぐということを、町内ではほぼできているのではないかというふうに思っているところでありま  
す。今後とも、さらにまちづくり条例を進めておりますが、地域全体でこうした見守り対策が進  
めていけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 高齢者の取り組みは十分されているようにも思いますが、  
民生委員の方も回っておられるということもあるんですが、民生委員の方もなかなか1人の受け  
持ちが200軒ないしは300軒とかいうお話も聞きますけど、なかなか目が行き届かないんじ  
ゃないかと思われま。

今月は敬老会という会が催されるに当たりまして、75歳以上の方へ御案内を婦人会といたし  
ましてもさせていただいたときに、行政協力員さんより不明とか不在者という返事で帰ってきた  
のが多少ありまして、こういうのは確認ができないような状況だったので、その辺が少しでもあ  
れば、やはり何か抜けているところがあるのではないかなという感じもいたします。

やはり、十分されていながらも、やはりそういうところが抜けているところもあるのではない  
かと思っておりますので、こういう取り組みは難しいとは思いますが、何かいい案があればと思  
いますけど、なかなか家の中というのはわかりにくいのかもわかりませんが、新聞配達される方  
にお願いするとか、何か1軒1軒目が行き届くようななんか措置、取り組みができたと思いま  
す。十分できてる中にもそういう漏れがあるのではないかというような気がいたしますが、そう  
いう何か、もう少し、1軒1軒確実に確認できるという方法について、もう少し強く取り組みは  
ないんでしょうか、お聞きいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） こういった民生委員さんとかそれぞれ、ボランティアの方々をお願い  
をしたりという状況がございますが、やっぱり、地域で見守りをしていくと。

ある町内でのある地域は、私もこの前ちょっと、御案内がありましたのでお伺いしましたら、

地域でいろいろ皆さんが、地域活動の話をされるその前に、「あそこのおばあちゃんは今、入院しちよってよ」「あそこのは今、帰ってきちよってよ」こういう地域の高齢者の安否確認というか、状況確認をお互いに「今こういう状況だから、ちょっと今度あんた、あそこときは見てあげてね」と。毎月集まりを持っておられるらしいんですが、そういう地域での大変すばらしい、私は取り組みだなと思って感心をしたんですが、地域で高齢者のそういった見守りを、お互いに情報交換をしながらやっておられるというのが町内でもあります。それは、本当にごく限られた地域だと思えますが、そういう、やっぱりいいことはどんどん広げていくように、我々もぜひ、いろんな機会をつかまえて、そういう地域でのお互いの情報交換ができるような地域活動、これから本当に、そういった意味で言えば、町づくりを進めていく上で大きな1つの見守り活動というのは、地域活動の柱になると思えますので、十分そこら辺を考えて、これからはいろんな方法を考えていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） そういう地域では立派に活動されてるところもあると思うし、給食サービスというの、やられているところもあるし、やられてないところもあるというのが、少しその漏れがあるかもわかりませんが、ぜひ、高齢者にも目を向けていただいて、見守りをお願いしたいと思えます。

質問を終わらせていただきます。

.....  
議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

この9月1日は防災の日として各地で防災訓練が行われていました。この9月1日が大正12年のこの日に起きた関東大震災の教訓を忘れないという意味と、この時期に多い台風の心構えの意味を含めて、昭和35年に制定されました。東北震災以後、地震、津波など、防災に関するニュースなど、情報が多く流れるようになりました。

この情報の中で、8月29日の読売新聞で南海トラフ地震が起きれば、死者32万人、全壊238万戸かという報道に、甚大な被害想定となった名古屋、大阪に衝撃が走ったそうです。南海トラフ沿いの巨大地震は、過去の記録によりますと、684年の白鳳地震から8回起きています。最近では、昭和21年の12月に発生し、和歌山県広村では、約30分後に四、五メートルの大津波が押し寄せたそうです。この地震のとき、記録によると、宇部では1メートルの津波であったとされています。平生も恐らく1メートルではなかったかと思えます。そして、平生町に津波が来るだろうと言われている日向灘では、過去300年間に津波を伴った地震が7回起きていて、最近では、1961年2月に起きています。津波の記録としては、平生町には残っていま

せん。このたび、南海トラフ巨大地震の新想定によれば、平生町は震度6弱、津波は3.8メートルと想定されておりましたが。

そこで、紀元前1500年の平生の地図を見ますと、平生の平地はほとんど海です。この地図の上にハザードマップの避難所を重ねますと、半数以上の避難所が海の中になります。そして、避難を効果的に行う場合は、それぞれの土地、それぞれの地域、場所において災害危険についての知識、災害の種類によってとるべき行動は変わってくるものです。よって、避難所も、災害の種類により変わることから、それぞれの災害で指定する必要があるのではないのでしょうか。

現在、神社、お寺が避難所としての指定がありません。神社、お寺は昔から生活の場として長年使用され、人々の心のよりどころとして信仰された場でもあり、避難所として適しているのではないですか。神社、お寺は高台にあるところが多く、津波とか水害のときは避難しても安全であり、避難してきた人を神社、お寺の周りで、被害に遭ってない人が避難してきた人々のお世話をすることができ、これがきずなではないのでしょうか。なぜ神社、お寺が避難所として指定がないのか、伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 防災マップについての御質問で、まず最初に、今、2つあったと思います。1つは、災害の種類ごとに避難所を指定する必要があるのではないかと、もう1つは、神社、お寺をどうして避難所として使わないのかということだと思います。

平生町で今、避難所を指定は、御承知のように避難所、23カ所指定をしておりますが、公民館とかコミュニティ施設あるいは学校等々、こういった公的公共施設を指定させていただいておりますし、先ほどもまたありましたけれども、防災資材等についても今、平成9年からは、いろんな資材についても備蓄をしていこうということで、乾パン、毛布等々を含めて整備をしながら、今、対応してきております。

こういった避難所の設定について、災害ごとに指定をしていくというのは、確かに、それはそれとして必要性はあるかと思いますが、「これはここですよ、これはこうですよ」という格好で限られた施設をやりますと、そこへ行くまでの避難経路をどう確保していくのか、あるいは、その地域がすぐ近くにあればいいですけど、なかなかそういうふうにはいかないというようなケースもありまして、現実的には、なかなか難しいところがあるかと思いますが。

どちらにしても、津波が来ればとにかく高いところへ逃げ、それから、集中豪雨とか大雨のときは、川とかのそばの施設はできるだけ高台に、そういう川の周辺は避けるというような行動がとれるような防災訓練といいますか、そういうことで、住民の皆さんに周知をしていくことが大切ではないかなというふうに思っておりますので、そういった訓練もこれからあわせて、災害訓練をやるときに、いろんな災害を想定をしながら対応していくということが1つの大きな取り組み

みの要素になってこようというふうに思っております。

それから、神社とお寺については、確かに御指摘のように、高いところに大抵皆ありますし、恐らく、現実的にはかなり神社、お寺を避難所として活用していくということになるのではないかなと思っております。ただ、避難所ということであれしますと、今まで指定をしていないというのが宗教施設ということもありまして、避難所としての指定をすれば、その整備をやっぱり。整備をしていく以上は、町なり何なりがきちっと公的な整備をしなきゃいけない。その場合は、じゃあ神社、仏閣に対する政教分離との原則はどうなるんだというようなことまで、いろいろな議論があったんだろうというふうに思いますが、ただ、現実的には、命にかかわる問題でありますし、実際の東北の今回の大震災なんか見ても、そういうところへ避難された方がたくさんあるわけですから、現実にもそういう協力をいただけたところには協力をお願いするというのが、これはもう、あってしかるべきではないかなというふうに思います。

町内でも、尾国は今まで寺のほうを避難所として使用させていただいた経緯もあるようでございますので、そこら辺も踏まえて、これからの体制づくりについて検討していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） 今、町長、自治体とではちょっと宗教上のことがあるので、整備とか管理をすることは難しいと言われましたが、これはやっぱり、憲法20条の「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とあるんですね。それだから、別に整備するとかしても、避難所として整備をするのをいけないことではないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 一般的に、宗教的な施設を行政として、整備等についての支援をするというのは、これはやっぱり限界があるのではないかなというふうに思います。万やむを得ない緊急を要する、人命にかかわる部分、特に防災にかかわって、そういう場合には、やむを得ない場所として活用できるのではないかなと。そのことと、そこを整備をしていくことというのは、またこれはちょっと、そこら辺は少し検討を要するのではないかなというふうに思っております。

.....

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では、質問をさせていただきます。

巨大地震に対する町の対応はということで、先ほどの2点の質問とダブることがあるかもしれませんが、通告書に従って、なるべくダブらないように質問をさせていただきます。

この巨大地震は、当町においても震度6弱、最大津波の高さは、県内で最高の5メートルと発

表をされました。津波の高さ5メートルと言えば、これは大変な高さです。当町にとってみれば、町の中心部はほとんどが海拔ゼロメートル地帯で、これは一気に水没してしまう高さです。また、震度6の地震といえば、これもまた揺れは相当なものです。私たちは先般の芸予地震で震度5強という地震の揺れを経験をしております。そのとき、宇佐木地域においては、188号線沿いの屋根瓦のてっぺんが全部崩れ落ちていたということは、生々しく記憶に残っております。

もう1点、町の中心部の海拔ゼロメートル地帯は、江戸時代から海を干拓した地域です。地震による液状化現象も起こる可能性は十分にあります。この巨大地震はきょう来るかもしれない、また30年先かもしれないと、今言われております。この巨大地震に対して、当町の耐震化を見てみますと、小・中学校の耐震化は少なからず進んでおりますが、ほかの公共施設の耐震化は全く進んでないと思います。当町の津波に対する対策は、まだゼロに近いと思っております。私は今、平生町としてこの地震・津波に対してどう備えるかが今、問われているのではないかと思います。

そこで、町長にお伺いをいたします。当町では、津波に対するハード的な対策はとられておりません。しかし、町民の安心・安全を考えると、いろいろな対策が考えられます。町民の人的被害は最小限に抑える必要があると思います。まずは、即できることから早急に着手する必要があると思います。

まず1点目として、先ほどの質問にもありましたが、津波のハザードマップの作成と全所帯の配布が必要だと思っております。これは津波ハザードマップで事前に避難場所を知っておくことも、必ず必要だと思うからです。もし災害が起きたとしても、慌てずに行動ができる1つの方法だと思います。私はハザードマップの作成は、先ほど答弁にもありましたが、1年先ではなしに、緊急性があると思いますが、どのように考えておられるか、1点目としてお伺いをいたします。

2点目として、人的災害を最小限に抑えるためには防災訓練、特に、全町的な避難訓練の定期的な実施が必要だと思っております。当町のようなゼロメートル地帯の多い場所での避難訓練は絶対に必要です。訓練計画はどのようにしていくのか、これを2点目にお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 巨大地震に対しまして地震対策、津波対策について、まず1点目は津波ハザードマップの作成、それから2点目は避難訓練、全町的にやってはどうかと、こういう御質問でございます。

最初の地震対策ですが、既に地震に対する地震防災マップは去年、おとし、平成22年に全戸に配布をさせていただいて注意を喚起したところでございますし、きょうも先ほど、総務課長が答弁いたしましたように、防災メールとか緊急メール、こういうことで、これからも地震等に対する情報通信手段、こういうものを多様化していきたいと、整備をしていきたいというふうに

思っております。

こうした中で、津波の今度、ハザードマップということですが、きょうも先ほどから出ておりますように、南海トラフの想定被害が出ておりますが、これらを踏まえて、これから県が防災計画の中で、津波の浸水の想定 of 各市町別の状況について指定をして分布図を策定をしていくという話もお伺いしております。したがって、それはそれでぜひまた、県とも連携をとって対応していきたいと思いますが、当面は、この前から申し上げておりますように、住民がやっぱり、この浸水あるいは津波に対して、やっぱり高いところに避難できるという、せめてどこら辺まで行けばいいかというような、ある程度、今取り組んでおる、間もなくできますけれども、海拔表示板、これを町内140カ所に今、考えておりますので、大体、我々日常生活する上で、あそこだと大体何メートルぐらいというところ辺までは、生活の上で認識がされていくんではないかなというふうに思いますんで、これに当面、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

ハザードマップについては、そこら辺の情報を県とも収集をしながら、これからの対応をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、避難訓練でございますが、防災訓練、今までもそうですが、大体、一番最初に、これは地区ごとに大野、曾根、佐賀、去年は佐賀でやりましたけれども、今年はまた平生の宇佐木地区を対象にということで計画をしておるようでございますが、自主防災組織を中心にいろんな取り組みをしております。

大字地区といいますか、公民館単位といいますか、大野、曾根、佐賀、平生と、こういった、ある程度、あんまりこの自主防災でできるのは、それはそれができれば一番いいんですが、あんまり全町的に広げて、全町で一斉訓練ということになると、訓練の中身といいますか、1人当たりがやっていくのが、どうしても薄くなるような、だんだん気がします。

この前も佐賀地区でやりましたが、避難訓練にだけ参加された方は「ちょっと物足りなかった。ちょっと避難するだけじゃった」ということで、あわせて小学校で防火訓練、救急救命訓練、あわせてやりましたが、それに参加をしていただいて、より避難訓練が、そういった意味では「まあまあそのぐらいの規模でやるほうがいいのかな」という気がいたしております。したがって、これからも、こういった避難訓練とあわせて防火の場合の訓練、あるいはまた救急救命、そういった訓練等々、かみ合わせながら、いろんな訓練ができるように対応していければいいかなというふうに今、考えております。これはやっぱり、ある程度時期を見ながらやっていくということにしていきたいというふうに考えております。

自主防災の組織だけで、実際に避難訓練をされておる田名の自治会等もございましたけれども、そういうことができればそれにこしたことはないとは思いますが、できるだけ、そういう地域

での取り組みということをこれからも、しっかり我々もバックアップしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 再質問をさせていただきます。

津波のハザードマップの件は、先ほども申し上げましたように、特にこれは緊急性を要すると思うんですよ。というのも、本当、この前の発表にもありましたように「きょう来るかもしれない、30年先かもしれない」ということとなると、やっぱり緊急性を持った対策が必要ではないかと思えます。

もう1点、防災訓練について言えば、今町長も言われましたが、去年の10月29日ですか、佐賀地域で訓練が行われております。今年も、聞くところによると、宇佐木地域で行われるように聞いておりますが、私は、今回のような巨大地震の発表があった以上は、1地域の訓練、町内で言えば7地域ぐらいになるわけですよ。そうすると、1回ずつやったら7年かかるわけですよ。次にやる時は8年目になるわけ。これではね、やっぱり人の記憶も薄れますし、やっぱり町内1つにしてね、大きな訓練をすべきではないかと、私は今、このように思っております。

これも先ほど町長が言われましたが、今、145自治会がありますが、その中の120自治会が自主防災組織を持っております。せっかく自主的に自主防災組織をできてるわけですから、これをこれ以上に発展をさせて、これを全町的な訓練に結びつけていく、こういう計画を持つべきじゃないかと、今、私はこういうふうに思っております。

それというのも、訓練の定例化というのは、この前の東日本の大震災の経験では、この訓練をしたかしないかによって、被害の大小は大きく分かれております。こういうことを踏まえた以上は、これは全町的な定例化が必ず必要になってくる、今、私はこのように考えております。この点について、もう1回答弁をお願いをしたいと思います。

それともう1点ですね、海拔表示板の取り付けについて、先ほど町長も申しましたが、これ、140カ所取り付ける。これを大体7月ぐらいにもう終わるようなお話ではなかったかと思うんですよ。それがまだ取り付けられておらない。いろいろ問題はあります。しかし、これは取り付けそのものは、可能なところから早く取り付けるべきだと思うんですよ。それが町民の安心・安全につながっていく、このように考えておりますが、この2点について、ひとつよろしくお願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 訓練のあり方についてですが、特に、この前からいろんな被害の想定がありますが、適切な減災対策といえますか、それと避難が適切にとられれば、南海トラフの32万人ですか、大きな被害、死者が出るという意味でも、かなり8割方は減災できるというよ

うな報道もあります。したがって、避難が適切にとられるというのは極めて大事なことだというふうに思っております、こうした避難の訓練を定期的実施をしていくというのはそれなりに大きな意義があるんだろうというふうに思います。

その規模をどの程度でやっていくのかと、これについては、少しこれからどういう形が一番いいのかなというのを、生き目にいったですね、せっかくやれば、ある程度やったほうも実のある訓練にしたいというふうに思いますので、これは検討してみたいなというふうに思っております。

それから、表示板のほうにつきましては、総務課長のほうから御答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 失礼いたします。

今の海拔表示板でございますが、議員さんおっしゃるとおり、今年の夏にはということで予定をさせていただいて、前回、また御報告をさせていただいて、大変御迷惑をおかけしたと思っております。今の予定では、9月の終わりから10月にかけて順次やっていくということで計画しております。

基本的には、理由にはならないと思いますが、それぞれN T T、中電の電柱等の設置について許認可事務の手続がかなりかかったと。電柱等のそういった幹線名とか電柱番号とか、我々が考えておった以上にその辺の手続がかかってしまったと。これは、柳井はうちの倍ぐらいあるみたいですが、まだかなりかかるというふうに聞いております。そういったことで、そういった手間取ったということについては、住民の皆様方には、早目にその辺をやっていかなくちゃいけないということなんですが、大変迷惑をかけたというふうに思っております。早急に対応をして、今言いました140カ所については、対応をして取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

議員（7番 瀧上 正博君） 今、答弁をいただきましたが、柳井は柳井、平生は平生なんですよ。町民の安心と安全を考えるならば、一刻も早く、できるところから取りつけをよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。次の質問も災害対策の質問です。住宅密集地の廃屋対策について、こういうことで質問をいたします。

広報ひらおの8月号に、台風被害の対策として、台風シーズンに備えて、日ごろから周囲を点検し、それぞれの家庭で被害を最小限に抑えられるように準備をしておきましょう。また、風で飛ばされそうなものは飛ばないように固定をしたりと、このような台風対策を町民の人をお願いをしております。

しかし今、平生町内の住宅密集地の中に廃屋と見られる家屋があります。その周辺に住んでおられる方は、「もし台風が来たら、強い風が吹いたらどうなるんだろう。特にこの9月、台風の時期になると心配がすごくふえる。」と、こう言われております。それは強風時、もし廃屋が原因で瓦などが飛散し、その周辺の家屋に被害が出た場合はどうなるんだろう。また、原因はわかっておるわけです。これをどう考えたらいいんだろう、このように言われております。

そこで私は、町内の住宅密集地をくまなく見て回ることにいたしました。確かに、密集地の中に、今にも崩れそうな廃屋が何軒か見かけることができました。確かに、町民の方が言うておられるように、近所にそんな廃屋があると、心配されるのは当然のことだと思います。私は、災害は避けられませんが、被害を減らすことはできると思います。対策する原因はわかっているわけですから、当町として、被害対策としてどのように考えておられるのかをお伺いをいたします。議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 台風シーズン等前にして、住宅密集地における廃屋の対策ということで、被害が周辺に及ぶんではないかという心配をされておられて、この住宅密集地はもちろんなんですが、そうでないところも、逆にまた犯罪等にかかわってくるんではないかというようなことで、いろいろ地域でも不安の声が出されているのも承知をいたしております。

今まで町としてとれる措置は、今御承知のように、これは15年か16年だったと思いますが、快適な環境づくり推進条例、平成15年4月1日から施行しておりますが、快適な環境づくり推進条例、これは当時は、むしろいろんな草が繁茂していけんとか、それから、いろんな空き缶のあれだとかいうんであったわけですが、この中に空き地だとか家屋も皆含めておられて、この空き家等についての適正管理をやってほしいということで、今、この快適な環境づくり推進条例、これをもとにして今、こうした空き家の対応を平生町とすればさせていただいておると。これは、必要な場合は必要な措置を講ずるように指導または要請をするということで、あくまでもその所有者に対して、そういう適正な管理をお願いをすると。そして、どうしても必要な措置をとらないということになれば勧告をすると。勧告にも従わないときはその氏名を公表すると、こういうところまでが今、限度でやっております、なかなか現実には、もう既に所有者もいない、あるいはまた権利者の相続人もいないというようなことで、一体どうしたらいいんかというようなケースで、おられても、経済的な理由等でなかなか応じてもらえないというようなことで、一定の、どこのこれは今、市町村も、一つの大きなジレンマを抱えておる、これは現実に御指摘のとおりだと思います。

我々としても、一方では道路管理者という立場もありますから、道路管理者として最低限のやっていく対応というのは考えられるというふうに思いますけれども、あくまでも、私有財産に対する一つの制約というものがある以上、そこの関係で、なかなか現実には対応し切れていない

のかなという気がいたしております。現実問題は、できるだけそういう対象の方に対しては、本町とすれば、できるだけそういう適正管理をしていただくような要請を行っているというのが現状でございます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 確かに、今町長が言われたように、ジレンマはあると思います。しかし、やっぱり近所の住んでおられる人はすごく心配なんですよね。だから、指導または要請をする、そこまで今とまっておるわけですよね。それをもう1歩踏み込んで、何とか対策を行政としてできないか。そういうことを今、町民の方は望んでおられるわけなんです。そのところをもう1歩踏み込めるように、町としても対策をとっていただきたい。これは要望としてよろしく願いをいたします。

.....  
議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 私も今の淵上議員と一緒にような質問にはなりません。もう少し踏み込んでお話を聞かせていただきたいと思っております。

急増する空き家対策についての質問ですが、町内でもこのところ、空き家が目立ってきております。これまで空き家の管理は持ち主である個人の問題として行政が介入しづらい問題でした。先ほど、町長さんも私有財産というお話がございましたように、なかなか難しい問題だというのは私もわかっております。

しかし、先ほど淵上議員が質問されたように、本当に町民の皆様は困ってらっしゃいます。自然災害による倒壊した家屋をどうするか。台風が来たときにどうしようかとか、また、不審者の侵入などによる火事や犯罪が誘発されたらどうするのか。廃屋や繁茂した樹木などで周囲の生活環境に影響を与えて、地域の安全や安心を守る上で大きな影を投げかけていると思っております。本当に、地域の人もどう対応していいのか苦慮されているのが現状で、行政が取り組まざるを得ない問題だと考えております。

全国の空き家件数は、総務省の調べでは2008年に757万戸あり、この10年で180万戸の増加を見たとのこと。空き家率は1割から2割へとふえつつあるという記事もございました。実際に、身の回りで空き家がふえていることは皆さんも実感されていると思います。

そこで質問ですが、町内の空き家件数と危険な空き家への対応実績、どういうふうに対応されたかをお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 全国的に空き家が増加する中で、本町も増加の傾向にある。本町の空

き家の実態、それとそれへの対応ということで御質問をいただきました。

これは今の続きになるわけですが、本町における空き家の実態、これは今まで空き家の、あるいはずっと廃屋の数がどのくらいあるかというのは、ずっと歴史的に調査してきた経緯はないわけでありまして、この数の推移というのはわかりませんが、現状については、これは実は、今年の行政協力員会議でこの空き家問題が実は提起をされました。それを受けて庁内で課長会議を開きまして、とにかく、町としてできる実態の把握をまずやろうと。現状について、だから、役場職員でまずそれぞれの地域の実情をもう1回点検をして、町内の空き家の状況調査をやりたいということ、調べるようにさせました。

今年の6月に調査をいたしまして、8月にその調査結果をまとめた結果、空き家、廃屋を推計をいたしました、約500戸程度と受けとめております。これはあくまでも簡易な町の職員による調査です。それほど、今空き家が点在をしておるということでございます。

これに対して、今お話がありましたように、これも結局、財産権にかかわる分野で、これはある程度、国がしっかり、その財産権の問題について、どこまで所有者がいない、あるいは相続人がいない、こういう場合に財産権の、いわゆるこういう家の除去だとか撤去等含めて関与できるのか。ここのところを、やっぱり財産権との関連があるので、これはもう国の法律で対応を実効あらしめるということしかないんじゃないか。

自治体でやるといっても、今、条例をつくってやっておられるところはある、空き家条例なんかね。これも確かに山口県でも、今そういう動きがあって、これも、条例そのものは今のうちの快適な環境づくり推進条例と中身的には変わりません。問題は代執行制度を入れるかどうか。代執行制度を入れたとしても、これは、結局費用、相手がいての話でありまして、相手がいない場合は、これは代執行やっても、その費用の回収はできない。じゃあ、一体それどうするの。だから、この代執行を入れる以上は、町がみずからその部分はもうやりますよと、その部分は持ち出し覚悟でやるつもりならできると思うんです。それは、果たしてじゃあ、住民の皆さんから本当に公費でそれをやることについての理解と協力がいただけるか、こういうことで、実際は今、みんな悩んでおるところだと思うんです。

これはもう、そういう財産権にかかわることですから、法的に対応せざるを得ないということで、町としては今、先ほど言いましたような条例に基づいての対応をして、要請をしておりますが、同時に、この前から国と県に対して、これはうちのほうから要望を上げさせていただきましたが、県にも、国に対してちゃんと法的な、これは、国のほうには「財産上の権利の制限にかかわることであるが、国におかれては行政指導のあり方、所有者等不在、不明の不動産の権利のあり方等について検討され、実効性のある法整備を進められますように強く要望します」ということと、県のほうには、これは今、町村会を通じて平生町から出ささせていただいておりますが、全

国共通の課題であり私権にかかわる問題であるので、云々あって、廃屋等の撤去が可能となるような法的整備の検討を国において要望してほしいということを県にも今、申し入れをしておるといふ状況に今、あります。

できるだけ、町としても今置かれた状況の中でできる対応をとりますけれども、これは、ある程度そこまでやらないと、国のほうも今、省庁の連絡会議をつくってやっとなんか「何かしなきゃいけないんじゃないか」というような動きが出始めておるようですが、こと、そういう財産権にかかわる問題ですから、これはやっぱり法的な整備をしっかりといただくと。そのためには、しっかり我々も要望もしていきたいというふうに考えております。

現実にはなかなか困難なケースがあります。職員もいろいろ知恵を出しながら、いろんな法律の中でやれるぎりぎりの、相続人を特定していく作業とか、今、職員も努力をしながら対応させていただいておりますけれども、引き続いて努力をしていきたいというふうに考えております。議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） その廃屋によって、相続人が確定できないということも、今からどんどんふえてくると思っております。少子化、未婚化の進展を受けて、相続関係でそういった空き家の管理者が不明な空き家がふえてくるおそれが大きくありますので、国のほうの対策も非常に大事になってくると思います。

ただ、先端にいる私たちといたしましては、国の法もあって、不安で暮らすというのも、今の条例の中で、快適な環境づくりの条例の中で、何とか町長はかじ取りをしていくおつもりでしょうけれど、そのあたりのほうもケースバイケースで、例えば、解体の費用が出ない。その家が、解体しても家が建てられないような状況の、建築基準法で家が建てられないようなところの廃屋は崩してもメリットがないので崩されない方とか、崩すお金がないという方とか、あと、固定資産税の関係で、家だと、家屋が建っていると固定資産税安いですよね。それが崩してしまうと高くなる、そういった問題もありますので、そのあたりも国のほうに働きかけないといけない問題かなというのは私も思っております。ケースバイケースでいろんなケースがあると思いますから、そういったものを今からどんどん集積して行って、実際に当たるのは町の職員ですから、そういったマニュアル化も必要ではないかと思っております。

先進というか、いろんな事例を調べてみますと、例えば、長崎だったら、長崎は密集地は坂が多くって、なかなか家を建てるのもままならないところで、そういった密集地の廃屋をどうするか。その場合は、寄附をしてもらって崩して、公園にしたりトイレにしたり駐輪場にしたりするという、それは、町のレベルでどこまで財政が豊かなかという問題にもなるんですけど、そういったものもありますし、そういったところもありますし、また、日本では、住宅建ててから30年ぐらいで建てかえるのが常識というか普通なんですけれど、今、100年住宅と言われて、

「100年ぐらいもつような住宅をつくろうよ」という話もありますから、手入れをして長寿命化することでそういった廃屋をなくしていこう。例えば、今回の住宅リフォーム資金助成事業みたいなものでそういったことをしていく。

また、空き家バンクに登録するのに、「家財がいっぱいあってできないよ」という話もありましたけれど、空き家家財道具等整理補助金を出してるような市町村もあります。そういったいろんな対策を各市町村がとっておりますので、そのあたりも集めながら、その事例に対する各自治体の対応を調べて、それを集積してマニュアル化していくということも大切だと思うのですが、そのあたりのことはどういうふうを考えておられますでしょうか。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時5分からといたします。

午後1時52分休憩

午後2時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 空き家の対応について、いろいろ、いろんな対応があるので、それをマニュアル化したらどうかというお話、質問でございました。

いろいろ個別、具体的にそれぞれいろんなケースで対応が異なってくる場合もありますし、今町とすれば先ほど言いましたように空き家、廃屋対策庁内連絡会議というのを実際に調査をするに当たって、町内の廃屋の調査結果を先ほど言いましたけれども、そういう組織を今副町長をキャップにして立ち上げて、この廃屋対策に今臨んでおりますので、ここで十分、それぞれ今総務課、建設課、町民課、総合政策課、佐賀出張所、これを含めて副町長をキャップにこの対策会議、連絡会議をもっておりますので、ここで十分情報交換をしながら対応について、意思統一をしながらやっていくということにさせていただきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 個人でできることはもちろん、個人でやっていくということが基本ではございますけれど、こういった地域の安全・安心に大きな影響を及ぼすような廃屋関係では、できるだけ町が間に入って何とかできるような方策を考えていただけたらと期待いたしまして、庁内の連絡協議会の働きに期待いたしまして、私の1つ目の質問は終わります。

次に、2つ目の質問でございます。定年世代の人材育成についての質問をいたします。以前、2007年問題として団塊世代の大量退職が世間の注目を集めました。そのときに思いましたのは、協働のまちづくりを目指して住民の主体的、積極的な活動を進めるためには、定年世代の地域デビューは大変重要なキーポイントになるのではということ、その取り組みをお願いいたし

ました。

現在も団塊世代ほどではないにしても、定年される方があるわけですが、定年でほっと一息して、そのまま家の中にくすぶってしまうおそれも大いにあります。人生を四季に例えると、20代までの青春、力の充実した精いっぱい働ける朱夏、それから収穫期、これまでの経験や働きや実りを生む収穫期の白秋、そして老年期の玄冬という考え方があります。

定年時代は白秋に当たり、実りの秋です。自分にとってももちろんですが、これまで育った地域にも恩返しに何かしたいという声もよく聞きます。この力を生かすべく、どのような取り組みをしておられるのか、お尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 定年世代の人材をどう生かしていくのかということで、地域での活動に期待をするということを込めての御質問だと思います。

御指摘のように定年世代が仕事を終えて、そしてまた地域でまたいろんな活動に、生き生きと活動していただくということが、これからのまた一つの地域の活性化を担っていく上での大きなポイントになるというふうに思っております。まちづくりの、ある意味では担い手として、どう皆さんに活躍していただけるかということは、大変大きな、町にとりましても課題であります。

今、町とすれば、いろんな制度を活用して各種研修会等を開催をさせていただいておりまして、地域のリーダー、あるいはまた、それぞれそうした自治会関連の方々含めて今、県からはアドバイザーの派遣事業、県の職員の派遣事業、あるいは中山間地域のリーダー研修会等々、いろんな研修会ございますが、それに加えて町としても今、自主防災の面での研修会、まちづくり条例を今回の一つの策定に向けて、皆さんのそれぞれの地域での声を拾い上げていく上で、こういった地域の皆さんの声を生かそうという取り組み等々、あるいはまた社協なんかでの今いろんな講座も含めて積極的に参加していただけるように、町として働きかけを自治会等を通じてお願いをしておるといのが今日の状況だと思います。

やっぱり地域力の一つの大きな発揮を期待をしたいと思ひますし、特に地域とのかかわり、それからもう一つは、今いろんな経験を持たれた方々が学校との関係でいえば、学校支援ボランティア、こういう形で子供たちとの、またいろんなかかわりの中で、ふるさとのよい伝統を含めて継承をしていく、あるいはまた子供たちへのそういった得意な分野についての伝承をしていくというようなことで、御協力をいただいております。

しっかり、これからのそういう活動ができるような環境の整備を進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 各種の研修会などに出席をいただいているというお話で

した。協議会とかいろんなものの組織に入っている方は、そういった研修会の機会もあると思います。

また、学校の支援ボランティアも、実はどこ行っても同じようなメンバーがそろってしまうというのも、一つの、今までのところはいろんな場所に行くんですけど、そのいろんな場所に行く人は限られているところが現実だと思うんですよ。

で、その中で、ちょっと今回私が提案したいのは、定年世代をまちづくりに生かそうというので、そういった取り組みをしているところがあります。それは60歳、定年は60から、まあ、65ですけど、60歳という節目に熟年式とするなり、その還暦式とするなりいろんな取り組みをしております。ですから、60歳を一堂に集めて、全員にそういったまちづくりについて、考えてもらおうというような機会をつくっているというまちがございます。

例えば、この山口県内では、阿知須で社会福祉協議会が60歳を対象に熟年式を開催しております。鳥取県の岩美町では還暦の集いとして、企画財政課の事業として実行委員会方式をとって、そういったものを行っています。

愛知県の半田市に関しては、3倍成人式、私もするんだったら3倍成人式だなと思っております。今、小学校では2分の1成人式、10歳での成人式がございます。で、二十の成人式、本当は2倍成人式の40、それから3倍成人式の60がどうかと、私常日ごろから思っていたんですけど、半田市は実際に3倍成人式というものを行っています。ここは、平生町の文化展みたいな感じで、生涯学習などの各クラブの発表会やバザー、そして体験学習に津軽三味線とピアノのコラボライブまで行っているようなセカンドライフフェスティバルとあって、60歳になられた方ももちろん3倍成人式も式典としてあって、ついでにみんなでお祭り騒ぎをしようというような感じの取り組みをしているところもございます。

平生町でも、そういった取り組みは考えられないか、お尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大変いい、ユニークな例も紹介をさせていただいて、提案をいただいております。

御指摘の平生の場合は、小学校で2分の1成人式というのをこれはやっておりまして、かなり注目をされておるところでもありますし、二十の成人式と、今、御指摘にありました60歳、第2か第3の人生の再スタートということで、地域にしっかり目を向けてもらおうという意味では、大変おもしろい発想だというふうに思います。いろんな取り組み、実践、先進事例等もあるようございますから、少し勉強してみたいと思います。

定年世代をどうにかもう一度、やっぱりふるさとでしっかり皆さんに力を発揮をしていただくということの一貫として、うまくできればいいかなというふうに思っておりますので、しっかり

いろんな先進事例等、勉強しながら平生方式とすればどういことがいいのかなということ、ちょっと検討してみたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（ 8 番 細田留美子さん） 今、検討していただけるということで、今いろんな生涯教育団体なんかもどんどん高齢化が進んで、次の人に入ってほしいよね、どこかでそういった呼びかけができるようなところはないかね、というような話もありますし、何かおもしろいことがあったら、私ら何ぼでも手伝うよ、っていうようなボランティアグループもいます。

何か、核になるような組織を持って、それを核にいろんなところで組んで、で、そういった企画、運営をしていくということで、その企画、運営をしていく人たちの人材育成にもなり、そしてそれに60歳で参加される方の定年世代は、まず地域の応援団にそういった地域の実例を見て、じゃ、地域の応援団になろうかなというような気にもなるでしょうし、平生町外に出ている人は平生ファンクラブに、じゃあ、入ろうとか、Jターン、Iターン、Uターンに何か力になるようなことは、自分らなかりょうかというような発想も生まれてくると思います。

町内外、町の中の60歳だけではなくて、ちょっと同窓会の乗りで、町外に住まわれる方も呼び込んで、そういったものをするというのは非常に意義があると思いますし、先ほど言ったように、いつどこ行っても同じような人が勉強してるっていうのではなくて、広く浅く、いろんな方にまずきっかけをつくるということで、そういった60歳の定年を迎えられた方の3倍成人式みたいなものは、非常に大きな効果があると思っておりますので、町長、よろしくお考えくださいませ。

以上で私の質問を終わります。

.....

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（ 1 番 松本 武士君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

東日本大震災から1年半がたちました。被災地の復興はなかなか進まず、原発から近い地域の方々、いまだに帰ることができておりません。本当に日本がひっくり返るような大きな出来事だったと、1年半たった今でも感じているところであります。

そんな、日本がひっくり返るような東日本大震災のとき、政府等での原発事故への対応を記録した映像が一部公開され、原発事故に全く対応できなかったことが確認されました。

また、政府はこの7月、夏場の電力不足を乗り切るために、大飯原発を動かしました。この大飯原発は、免震事務棟の建設、フィルター付ベント装置の設置、防潮堤のかさ上げ対策などをしております。また、活断層がある可能性もある、危険が大きい原発でもあります。しかし、電力需要のピークを過ぎてみれば、大飯原発が再稼働しなくても電力不足は起こらなかったことが

わかりました。これらのことで、国民の原発に対する不安はかなり根強いものになったと、私は感じております。毎週金曜日に行われている首相官邸前のデモや討論型世論調査での原発比率ゼロパーセントの案が多かったことも、その証拠であると考えております。

さて、このような原発の安全性に対する不安が高まる中、光市長が8月2日の会見にて「上関原発計画について、市民は不安や安全に大きな関心を持っている。私が生きている間は絶対にできないだろう。全国的にも新しい原発ができるような状況ではない。」と述べました。

電源立地地域交付金に関しても、「事業が進まない限り交付されないし、受け取るつもりは全くない。」と明言されました。また、政策リーフレットには、「原発に頼らないクリーンなエネルギーを創造します」の見出しも掲げられました。

交付金が配分される見込みのある2市3町で、行政の長が受け取らないことを明言したのは初めてであります。この発言について、町長はどのように思われたのでしょうか。

上関原発予定地から平生町より遠い光市でさえ、市長がこのような発言をする事態となっており、光市より上関原発予定地から近い平生町民は、光市民より大きな不安を抱いていると考えられます。私が話した町民の方々は、「もう上関原発はできない」とかなり言われます。町長が町民の方々と同じ考えであれば、町民の皆様も安心して暮らせるはずです。町長も町民の安心のために、光市長と同じような発言をされてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 上関原発に関連をして、光市長の発言に関連をして今、町長、どうかという御質問をいただきました。

光市長が8月2日ですか、発言をされたり、あるいは議会等で答弁をされたこと等については新聞報道等でも承知をいたしております。

私が市川市長さんの発言に対して、市川市長さんの考え方を述べられたものでありますから、これを私がどうかこうとかコメントする立場には、私はないと思っております。

かねてより申し上げておりますように、特に原子力発電所、国のエネルギー政策、これについては、まずはやっぱり国の責任において対応していただくと。今、きょうも新聞に出ておりますが、あした閣議決定されるのかどうか分かりませんが、新エネルギー戦略の原案が民主党のエネルギー・環境調査会の議論を踏まえて策定をされつつあるというふうに聞いております。

こういった国の一つの動向、あるいはまた県は県として、今御承知のように新しく知事さんがかわりましたけれども、10月の公有水面埋め立ての免許が一旦失効するというような現状、それから町は町として、皆さんの昨年の議会において意見書をまとめて全会一致でまとめられました。凍結を望む意見書ということですから、そういった上関原発については全体の動向を踏まえて、私なりに冷静に判断をして、私の責任において発言をしていきたいというふうに思い

ますので、親切に御提言をいただきましたこととお礼を申し上げたいと思いますが、私なりに発言をしていきたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 再質問で、いろいろ町長が申し上げられた新エネ戦略原案がきょうの新聞に載っているとされたんですけど、新知事が前知事の考えを継承しているということで、山本知事も同じ考えだということ述べようかと思ったんですが、まあ、先に言われてしまったんで、国の対応を注視していくということで……。済みません……。

きょうの新聞でも、原発の新エネルギー環境戦略の原案の要旨が出て策定中ということで、まだまだ国会の中でいろいろ、この新聞の記事を見ても、いろいろと課題が山積みだなという感じがあるので、そこら辺も町長に注視していただいて、また大きな動きが、まあ、今回質問させていただいたのは、先ほども言いましたとおり、周辺の2市3町の行政の長で発言されたというのはすごい大きな変化だと思うので、その点でちょっと、大きな変化だと思ったので質問させていただきました。また大きな変化がありましたら質問させていただきますので、よろしく願います。

済みません、終わります。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） それでは、通告に従いまして、その後の防災対策について。その後とつけましたのは、別に深い意味はありません。ただ、語呂がいいと、まあ、そういうことで、その後の防災対策として、地域住民の安全・安心ということについてお尋ねをしたいと思いますが、朝から3名の議員さんが防災関連について質問をされました。

したがって重複するところがあるかと思いますが、その辺はひとつ、お許しをいただきたいと思います。

8月30日の読売新聞、先ほどの議員さんからもありましたけれども、南海トラフ地震で、全体では32万人の犠牲者だと。ちょっと水増しではないかという方もいらっしゃいましたが、そういう想定が出ました。

そうして、この平生町に関しますこの瀬戸内では、これ30日の読売新聞で死者200人、建物4,800棟被害、想定最大で平生町で津波5メートル、こういうふうに皆さんごらんになったと思います。200人というのは平生町ということだけではなくて、瀬戸内海沿岸の15市、町ということでもあります。

先ほどからもいろいろありましたけれども、津波、この5メートルを、じゃあ、波打ち際で守れるかということになりますと、やっぱりこれは守れないと。そうすれば、どうすればいいか。

まあ、逃げると。避難ですね、避難すると。そうしますと、5メートルの津波に対して安全な場所、5メートルだから6メートルのところだったらいいというわけにはいかないと思います。せめて8メートルから10メートル、余裕を持った安全地帯の確保。

で、先ほど村中議員さんは、高いところには昔から神社仏閣があると。それを、というようなお話がありましたが、私はそうではなくて、この際、屋根があるとかないとかちゅうことは言われませんので、数時間、半日ぐらいの津波から逃げるということになれば、それぐらいの1日というぐらいの想定がされますので。じゃあ、平生町全域において、それぞれの地域で10メートルぐらいの高台で浸水を受けるとされた戸数、人数を比較的近い、それぞれの場所で安全な場所に避難をさせるスペース、広場、空間のようなものを、いろいろ部署の方はシミュレーションをされて、それを考えておられるのか、おられないのか。知らせるだけは知らせるから、あとは皆さんの責任で逃げなさいと。適当に逃げろ、という、避難しろということなのか。その辺を、どの程度考えておられるかということで、ちょっと質問をさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 津波等に対しての避難の場所で安全な地域、空間、場所を確保しておくかという御指摘ですが、今までいろんなハザードマップ、地震もそうですし、それから今回の土砂災害もそうですが、避難場所については必ずマークして、明示してやるようにしてあります。で、そこにできるだけ避難をしてほしいということですが、特に津波ということになりますと、今おっしゃったように平生のここらあたりも5メートルちゅうのは、もう限られてまいります。

そういう状況の中で、じゃあ、津波の、きょうもありましたけれども、災害によって、避難所を準備をしておいたらどうかという話でございますけれども、ある程度の高さというものを日常的に頭に入れておいていただくために、海拔標示板を設置をする取り組みを今やっておりますので、あとはできるだけそこら辺を念頭に、高いところに避難をする。

そしてまた、施設的には例えば佐賀でいえば、小学校あたりはこの前の訓練やりましたように、ここはもう20メートル近くあるということで、この地域にそれぞれ、この辺までが10メートルですよという、あれはたしか浸水の分布図みたいなのを配らせていただいたと思うんですが、この平生町内においても、川がちょっと氾濫した場合の、この前ハザードマップをつくりましたけれども、津波についてもこれからハザードマップを、県の浸水想定等は地域防災計画によって策定するに当たって、県のほうも今回の南海トラフを受けて、そういう浸水のエリアを大体この辺までというような策定がされるというふうに聞いておりますので、その辺も十分踏まえて、町として活用できるものは活用していきたいと、できるだけ町民の皆さんにも周知をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（５番 中川 裕之君） ９月１日は防災の日と、先ほど村中議員から、防災の日はこうしてできたというのは教えていただいたんですが、９月１日にNHKが、「南海トラフ巨大地震から命をどう守る」という特番をNHKがやっております。で、一週間後ぐらいにも、すぐ再放送でまたやっております。これ、ごらんになった方はいらっしゃいませんか。別に見たからどう、見にゃいけんということじゃないんです。ただ、ごらんになったかなということで、これ、やとったんですが、いわゆるこれは全国的なものです。だから、この瀬戸内だけじゃなくて、

で、土佐の高知の黒潮町というのがあるんです。これは今回の想定、新想定で、「日本一危険な町」というその想定をされたという町があるんです。で、これちょっと調べてみました。それはテレビで見ましたから。

その町は、平成１８年に２つの町が合併して、大方町ともう一つの町が合併して平成１８年にスタートしたと。で、人口が１万３，０００人、大体平生と一緒に。職員さんが２００名、ちょっと多いかと思いますが、これは２つの町が一緒になったということで、そのまま。消防団が１４分団あるというふうに聞きました。これもやっぱり一緒になってから、そのまま残したと。

とにかく避難と。これ、新しい想定前から津波が１４メートル来るという想定をされて、もう１０年ぐらい前から取り組んでいるというような感じでした。そうして、どういうふうに避難をさせるかという、消防と、それから職員が自分の仕事を一つ兼務して、もう一つは全部防災担当を全員が兼務していると、こういうことでした。これはもちろん、平生と比較にはなりません、一番危険な町ということですから。それによりますと、１軒残らず、消防と職員とで、このお宅はどういう地形になって、どのルートを使って、どうここへ避難する、というのを全てやると、こういうことでした。もちろん、そうだからどうこうということではなくて、ぜひ、そういうところもあるということを防災担当の方はしっかり頭に入れてもらって、ぜひ地域住民の安全ということに関して万全を期していただきたいと、こう思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） どうも大変貴重な御提示をいただきまして、ありがとうございます。

.....

議長（福田 洋明君） 次に、久保俊一議員。

議員（３番 久保 俊一君） 一応、トリで最後の質問させていただきます。よろしくお願ひします。

２項目とも一応、この第四次平生町総合計画に沿って、ちょっと質問しますので。これももう１年半たっていますので、恐らく計画、いろいろな具体的なことも進められていると思いますので、詳しく、よろしくお願ひします。

一応、施策の２６で、良質な住宅環境の整備について、これを何で質問しようかと自分が思っ

たことは、単純に町民の方から、「おい、久保、おまえ、この前住宅の抽選があったけど、俺は外れた」と、「今、俺も年金生活やから平生の5万円ぐらいの家賃を払うのも、俺はもう今ごろきつくなった」と、そういう話があったんですよ。

それで、それなりに、自分なりに調べてみたら、中村団地なんか半分以上あいてるんですね、住宅が。だから、何であんな、要するにそういう人がおるなら、抽選をやって外れる人がたくさんいるんやったら、そういうのどんどん整備せんのかなと。そういう疑問があって自分なりにあちこち一応調べましたので、その分について一応質問します。そして、間違っただけを言ったら、その都度、訂正よろしく願います。

一応、基本方針で、「生活の基盤となる住宅環境の整備は、健康で文化的な生活を営むために欠くことができない要素であるとの認識に立ち、良質な住宅環境の提供、町営住宅の適正管理を進めます」との基本方針が一応うたわれています。

それで、これについて、一応2点ほどお聞きします。

1、町営住宅の適正管理について、「老朽化が著しい町営住宅については、計画的な修繕を実施するとともに、耐用年数の経過した町営住宅の建てかえを進めます」と言われています。これも具体的に、実行性のある計画があったら教えてください。

それで、2点目として、定住促進対策の推進等について、「町営住宅の再編整備とあわせて、若者の定住を促進する住宅の整備を進めます」とこれも言われています。これについても計画や、どうじゃこうじゃ検討はいいですから、具体的な実行性のある計画でいいですから、よろしくこの2点についてお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 久保議員のほうから、良質な住宅環境の整備に関連をして、今2点、1つは町営住宅の適正管理について計画的な修繕を実施をする、あるいは耐用年数を過ぎた町営住宅の建てかえ、実行性のある計画について、どうかということでございます。

まず、管理戸数ですが、本町で町営住宅、この4月現在で195戸、特公賃の15戸を含めてということですが、このうち耐用年数30年を経過して老朽化が著しい住宅、5団地31戸というふうにつかんでおります。それに対して今、長寿命化計画の策定を予定しております。

平成24年に、まあ、今活用しておりますが、社会資本整備総合交付金事業、これを活用して向こう10年間の計画を策定をする予定に今いたしております。建物の延命化と新たな住宅建設、こういうことになってこようと思います。既存の住宅の改修、維持管理計画、それとあわせて新規建てかえの事業、こういうものを具体的に長寿命化計画を、来年度策定をしていくということになっております。

それから、定住促進対策の関係ですが、御承知のように今、佐賀に平生町若者定住促進住宅、平成15、16年で10戸の建設をいたしております。佐賀小学校の児童数の減少にも一定の歯どめがかかっておりますし、佐賀地区の活性化にも一定の効果があったというふうに受けとめております。

これからの定住促進対策、住宅ですから定住促進ということにつながってくるわけですが、特に若者のニーズにも合ったような住宅の建設等については、これから関係各課と連絡をとりながら協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 1番の町営住宅の適正管理について、一応もう一度お聞きします。先ほど言うたように、生活の基盤となる住宅の環境、健康で文化的な生活、良質の住宅環境の提供、町営住宅の適正管理と、うたわれています。

これは、大野の中村なんです。今、言われたように、これはこのまま恐らく撤去せん住宅だと思えます。これ、大野です、全部。これで、今言うたように本当に環境がいいですかね。極端に言ってこれ。それと今、廃棄物のあれなんですよ、これ全部。そして、これが田名住宅。

それで、町長が言われるように、きずな、きずな、と言われるけど、極端に言ったら、田名住宅でも大野でもみんな住んでるんですよ。それで、住んどって隣の空き家は、もう草ぼうぼうなんです。だから、それが極端に言ったら、町が適切な管理せんから、住宅、住民の人も自分らの清掃のとき、ああ、隣は空き家やけど、草が生えとるから、ちょっと草を引こうかと、そういう考えがないから、こういう状態になってるんですよ。それで、窓ガラスは割れとるわ、それでポストにはわけわからん人が何か知らんけど、いろんな広告を放り込んであると。ということは単純に、維持管理ちゅうの本当にできてるんかと。

そして、この大野住宅、中村住宅にしても70戸のうち、34戸が完全にもう空き家なんです。それで、僕自身行ってみると入れる状態じゃないんです、はっきり言うて。だから、今言われたように良質な住宅環境と、この写真を今見て、町長はこれを思っているのか、はっきり言うて。これが僕らの基本方針ですよ、ちゅう、あれかね。

それと、今言われたように、『人とまち「きずな」でつなく元気な平生』と言われているんなら、地域住民や住宅住民、そういうふうにお互い助け合うような、そういう環境を、極端に言ったら、行政がやはり提供するか、行政がやってやったら、それは物事は最終的にあれなんですけど。最初、ぼーんとやって、中村住宅でも田名住宅でもいいです。最初は、空き家のところ、ばあっときれいに行政が掃除、そして廃棄物をきれいに捨ててきちっとしてやって、そして、その自治会長さんに、今度から済まんけど、今きれいに整備したから、お宅ら掃除するとき、ちょ

っと草が伸びとったら、みんなで引いてくれんか、と。それが本当のきずなじゃないですかね。はっきり言って、地域住民の、そういうのがないですよ、もう。

それで、その大野住宅にしても、この前行ったら、子供がそのの周り走って回りよるんですよ。それで、先ほど空き家バンクのこといろいろ議員さん言われましたけど、個人の空き家バンクじゃなしに、自分の行政が管理してる町営住宅者がそういう管理ができないわけ。だから、はっきり言うて、その中村団地、田名団地、そういうのをつぶさなきゃ、今後はずっと住民を入れていくんやったら、やっぱりそれだけの維持管理するのが行政の仕事なんですよ。

それと、2番目の定住促進対策についてもそうなんです。今、ずっと中村、大野団地言いましたけど、一人でも多くの方が住宅に入ったら、今、田布施・平生水道企業団も水道の使用量がどうだこうや言われてますけど、町営住宅が実際、水道使っとるわけ。個人で家建てたら井戸水かもわからない。ということは、町も極端に言ったら、人口がふえる。それで、田布施・平生企業団も水道を使ってもらえたら、それだけの利益が出る。だから、そういう考えがあって、そういうふうな考えがあって、常に入れる状態に町営住宅を、町長、整備するのか。

それと、これが良質な町営住宅かということの2点ほど、よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町営住宅の日常的な、先ほど御指摘ありましたように日常的な管理について、適正に管理が行われていないんじゃないかということでございまして、退去時の対応等々含めて、あるんだろうと思いますが、そうした日常的な適正管理について、建設課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、町営住宅の管理でございしますが、通常、退去時には町の職員2名が立ち会って退去者と現地で立ち会って、全てもとに戻して退去していただくということでありますので、退去に伴って廃棄物が出るというようなことはございません。

それと、空き地の管理につきましては、昨年は緊急雇用創出事業によりまして、何団地か草刈りを2回やっておりますし、今年につきましても、ちょっと目的はあれなんですけど、道路作業員さんのほうにお願いをして除草作業をやっていただいております。

ただ、空き家が多くなりますと、入居者の関係者かどうか確認してみんとわからんのですが、そこら辺の適正な管理が行われていないみたいな廃棄物がそのの辺の空き家のところに集まるのではないかという思いはいたしております。

それと、現在入っている入居者につきましては、入居時に請書等で適正な維持管理につきましては、お願いをいたしておりますが、年数がたつとともに、そこら辺の意識が薄くなるのではな

いかと思っておりますので、そこら辺につきましては、再度指導していきたいと思っております。

それと、郵便物等の投函につきましては、まあ張り紙をするのがいいのか、わかりませんが、入り口に、まあ、入れられないような方法をとるとか、そこら辺何かしら検討していきたいと考えております。

それと、ちょっと1点ほど申し上げたいのですが、田名第2団地につきましては、調べたところ、現在入居されておりますので、これにつきましては、指導のほうを徹底していきたいと思っております。

以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応、おたくからの資料は、田名は3人ほど空き家のようになっていましたので、単純に、草が生えとるのを写真に撮ってきましたので。

それで、今言われたように、田布施でいろいろ聞いたときに田布施は今、建設課長が言われたように、退去するときは、そういう廃棄物もきちっと見てから最後を確認していると言われました。それで、田布施と比較するんじゃないですけど、一応田布施の建設課に聞いたら、自分らもそういうような最終的には立ち会いはする、と。しかし、そういうふうに行っても、玄関の前に廃棄物が置いてあるとかはありません、と。まあ、建前で言われたら、それは知りません。先ほど、僕言った平生の今のあれは玄関の前に、ずうっと放り投げてあるんですよ。

そして、それと今ちょっと参考なんですけど、田布施が管理戸数が320なんです。それで、そのうち入居戸数が234、それで特別公共住宅ちゅうのが20あるんですよ。それで平生は、これは数が町長と合うかは知らんけれど、一応198。それで、入居が158。それで、田布施の三宅住宅というのは、教員住宅あるそうですね。あれは単純に、緊急の場合に入居させるためのあれということで別としてありました。それで、田布施の今の状態は、320のうち100戸だけが入れかえをすると。ほかはもう耐用年数が過ぎとるから、出たらつぶすちゅう考えだそうなんです。

それで、3番目に、毎回質問ちょっとよろしくお願いします。

一応、町営住宅、平生は10カ所ありますよね。僕、もらった資料で、隅田、下横、森の下、上横、そして尾土路っていうのかな、佐賀の。そして、田名、中村、磯崎、ホームタウン平生、ホームタウン平生R1。

それで、この10カ所のうちに1番の町営住宅適正管理について、一つとして、計画的に修繕する団地名、それで耐用年数が過ぎて町営住宅の建てかえをやるかと考えている団地名。それと、一応平成24年度、住宅の管理費で1,400万いくらか一応出してますよね。町営住宅解体、中村団地の外装改修、単純に、この中村団地の外装改修でも現状、今入っているところをや

るのか、それとも新しく入れるためにやるのか、この1番に関しては、この3点をよろしく願います。

それと、2番目の定住促進対策の推進について、これも一応3点ほど。1番と重なるかもしれませんが、計画的な修繕、整備する町営住宅は、管理戸数の全戸で入居可能になる住宅は、今後ふえていくのか。まあ、整備せんやったらふえませんよと、それはそれでいいです。マルかバツで、はっきり。それで、町営住宅の再編成、今佐賀のほうに、若者の住宅の定住をと言われましたけど、今後もそういう団地が出てくるのか。それで、平生町の町営住宅の今、土地全てが平生町の財産か。

それと田布施の場合、単身というか若者の単身の住宅もあるんですよ。それで、平生町の場合は60歳以上かな、しかないような気もするんですよ。それで、田布施は三宅、どこだったか、単身で10戸ほど、若い人も入れますよと。それで、田布施の場合は、町営住宅のくじ引きに5回ほど外れたら、最優先で入れますよと。そういう規則もあるんですよ。だから、それなりに町民のこと考えているんなことやられてるんですよ。

僕としても物事、田布施、田布施というのもあれなんですけど、やはり同じ近くで、それで住民もたった3,000人ほど田布施が多いんです。だから、田布施より、はっきり言うて、町長、負けたくないんですよ。だから、田布施並みに平生町もやって、頑張ってもらいたいという思いで、一応この点聞きますのでよろしく願います。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を3時10分からといたします。

午後2時55分休憩

.....  
午後3時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） それぞれ今3回目の御質問をいただきましたが、建設課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） それでは、町営住宅10カ所の今後はということで、計画的な修繕をする団地名ということでございますが、昨年度から社会資本整備総合交付金事業をもちまして、中村団地の外壁の補修を行っております。今年度につきましても外壁の補修と、一部防水を予定いたしております。

工事請負費で、予算計上をいたしておりますこの1,100万円につきましては、この中村団

地で使用するものでございまして、解体につきましては342万5,000円、これにつきまして隅田、森の下、上横の昨年用途廃止した住宅の解体を行うものでございます。そのほか小修繕につきましては各団地で行っております。

それと、耐用年数が経過した町営住宅の建てかえ予定団地につきましては、現在耐用年数が過ぎております住宅が5団地、隅田、下横、森の下、上横、尾土路、この5団地ございまして、これが建てかえの予定になるかと考えております。

それと、計画的に修繕及び整備する町営住宅は、全戸入居可能にするのかということでございますが、現在計画的に整備を行っております中村団地、これにつきましては、外壁補修を行ったところにつきましては、これから修繕料をもちまして入居可能にしていきたいと思っておりますが、到底修繕料だけでは足りませんので、次年度以降は工事請負費のほうで対応をしていきたいと考えております。

それと、近隣の田布施町での優遇措置の関係でございますが、現在、本町におきまして複数回落選された方とか、身体障害者等の優遇措置は考えておりませんが、新年度に向けて検討をしていきたいと考えております。

それと、単身者単独での入居住宅につきましては、本町ではございませんので、そういった措置はとっておりません。

以上です。(発言する者あり) 済みません。それと、町営住宅9団地ございまして、これにつきましては全て町有地でございます。

議長(福田 洋明君) 久保俊一議員。

議員(3番 久保 俊一君) どうもありがとうございました。

一応、わからないことや、いろんなことがあったら、各担当に聞きに行きますので、よろしくをお願いします。

それと、次、2項目を質問します。

これも、施策30で、地域福祉の充実ということで、一応これも基本方針を「地域福祉の充実のためには、行政や社会福祉協議会をはじめとする関係機関のみならず、全ての住民による協働作業を実現させることが重要であり、自助・共助・公助の相互補完を、支え合いシステムとして構築します」と、「だれもが地域で安心して健康に生活できるように、地域住民全て配慮した、みんなで支え合う福祉の充実に向けた取り組みを進めます」という基本方針であります。

そのうちの一つとして、民生児童委員の活動推進及び現状について、一応これも最初に質問したときと同じように、これは民生委員の方から言われたんです。だから、そういうことを言われたから、そういうことがあるんかと、単純に僕に言われたのは、「久保さん、議員やから、あなたも民生委員になって地域のことを調べたらどうですか」と、「今、民生委員になり手が少ない

んですよ」と、「だから、議員が率先して各地区の民生委員になってください」ということを言われましたので、そうかというて、自分なりにいろいろ田布施を調べて、あちこち動いて調べてみて、一応疑問を感じたことだけ最終的には述べますので。

今言っていることは、町長、この計画で掲げている基本方針ですので、的確な回答をよろしくお願いします。

一応1番目に、民生委員・児童委員活動を活発化させるため、福祉関係者だけでなく、自治会などの地域で活動する各種団体との連携及び民生委員の現状を具体的に教えてください。

そして、2つ目として、ボランティアなどの育成支援について、地域における多種多様な福祉的ニーズに対応するため、社会福祉協議会を初め、関係機関、団体などによるボランティアの育成支援及び地域住民や自治会などの役割分担に基づき、自助・共助・公助の仕組みづくりなど取り組み及び現状を具体的に町長、教えてください。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地域福祉の充実について2点、今大きく御質問いただきました。民生委員・児童委員の活動の推進状況、現状についてということで御質問いただきました。

民生委員さんには、御承知のとおりで、社会奉仕の精神で、社会福祉の増進に努めるということで、大変頑張っていております。市町村のそれぞれ推薦委員会が推薦した者を、知事が地方社会福祉審議会の意見を聞いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱をするということに選任はそういう形になっております。

身分は県の非常勤特別職、任期は3年ということになっておりまして、平生町の定数は、民生委員・児童委員29名、主任児童委員が2名ございますから、トータルで31名で構成をされておるところであります。

それぞれ地域でのまさに身近な相談役として、今御活動いただいておりますが、かなり分野も幅広く、家族の問題から高齢者、児童の問題について、いろんな助言、調査、そしてまた、地域の活動ということで行っていております。

この民生委員さんには、町社協の評議員も兼ねていただいております、地域のいろんな福祉の輪づくり運動等、積極的に活動をいただいておりますという状況であります。

さっきなり手がなかなかないんですよという話があったということでございますが、かなり民生委員さんに、児童委員の皆さんにも、かなり地域でのニーズも多様化してきておるということもありまして、かなり福祉の、あるいはまた、そういった日常的なこの専門知識が要請をされるようなケースもありますし、なかなか地域での連帯感というのが希薄化している中で、地域でどう支え合っていくのかというのをまさに実践をしていただくという意味で、大変な御苦労をおかけしておるといふふうに思っております。

一方では、個人情報という、きょうも朝からありましたが、いろんな制約がある中で、できるだけそうした地域で連携がとれるような形のものの運用を図っていきたいというふうに思っておりますけれども、地域でお互いの安否確認等を含めて、この民生委員さんによるところが大きい、その役割は増加するし、負担感もたしかに大きいものがあるのだろうというふうに思います。

大変世話になっておるわけでございますが、そういう中で今御活躍をいただいておりますというのが現状でございます。

それから、ボランティアの育成支援ということで、地域におけるボランティア活動、今さまざまボランティア活動が行われております。平生町の地域福祉計画でも自助・共助・公助ということの中で、それぞれ共助というところ、あるいは自助の関係で積極的に活動をいただいております。団体としましては、共助という形で社会福祉協議会、ボランティアグループ協議会、こういったところでいろんな取り組みが行われておると。

今、町内を見ますと24グループがボランティアグループ連絡協議会ということで、事務局を社協に置いて今取り組んでいただいておりますということでございます。地域福祉を担うまさにリーダー的な役割を果たしていただいておりますということで、それぞれこのボランティアの方々、民生児童委員の皆さん、町の地域福祉を支えていく大きな柱として、今御活動をいただいておりますというふうに認識をいたしております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応、今の件、ありがとうございました。

それで、再質問をさせていただきます。特に民生委員について一応お聞きしたいんですけど、民生児童委員活動推進について、一応民生委員の現状についてお聞きしますので、よろしくお願ひします。

『人とまち「きずな」でつなく元気な平生』でも民生委員なりなる人が、先ほど、僕が述べたように、何か我が町ではなかなかいないということを私聞きました。ということで、隣の田布施町に聞いてみたら、自治会会長さんと民生委員らが話し合っただけでスムーズに交代が、これも恐らく平生の議員が来たから建前で言うたかもわかりません。けど、半分は本音だと思います。だから自治会とはうまくいっているんですね、聞いたら。

それで、この原因や要素として自分なりに調べたら、民生委員の担当、地域、人口、世帯がものすごい多いんです、平生町に関しては、田布施のほうは自治会が広いからと一応言われますけど、平生は145で田布施が73自治会、そういう自治会に関しても、町長や総務でそういう指導をしているのか。

また、先ほど民生委員には、福祉、いろんな役職があると言われましたけど、民生委員にそういうプラスアルファの肩書がそれ以上あるのか。そして、自治会や各種団体との連携はうまくい

っているのか。これは一応お聞きしたいと思います。

そして、参考として、田布施は人口が1万6,223人、そして、平生が1万3,020人、それで、世帯が6,993、田布施が。そして、平生が5,676。そして、民生委員だけが田布施は41人なんです。そして、さっきの児童を入れたら3人で44人。そして、平生は民生委員は29人なんです。それで、実費、弁償というか、報酬でも、田布施は月8,500円、年間10万2,000円、それで、平生は10万円なんです。

それで、民生委員一人当たりの、田布施町は396人で171世帯、大体。その数で計算したら。それで、平生町は449人で196世帯。それと、民生委員に払われているお金、先ほど言うたように、平生町は1人頭10万円やったら年間29人で290万円、それで、田布施の場合は41人おるから、それを単純に計算したら418万2,000円なんです。それで、1人頭を町民の人口からしたら、田布施はこういう民生委員やいろんな福祉からして単純に民生委員で計算したら1人頭250円で、平生は220円。こういう現状なんです。

そして、最終的には、人口でも、1人の民生委員が受け持っているのが400人以上というのは、平生は半分以上、6割以上なんです。田布施のほうはその逆なんです。完全に田布施と平生は逆になっておるんです。世帯数でも200世帯の境目で平生と田布施というたら完全な逆なんです。極端に言ったら、200世帯もない、199世帯までが田布施町は78%なんです、1人が受け持っておるのが。

だから、こういう状況で、先ほど言われたように、民生委員さんもやっぱり負担がかかっておるんです。そして、最終的に、この民生委員で、平生町は最高が10の自治会があるんです。自治会が10。そして、大体田布施は多くても自治会が3地区が2人おって、ほとんど1地区か2地区の自治会を受け持っておるんです。それが平生と田布施の現状なんです。

だから、これについて町長もどういう考えをお持ちか、それと、ボランティアの育成支援についても、極端に言ったら、僕も偏見な目で見ている気もするんですけど、ボランティアの育成支援もかけ声だけじゃなしに、やはり平生町民の平等のもとに、何か僕自身いつも色眼鏡で見ているのかもわかりませんが、平生町はやはり7地区あるんです。その7地区全てが本当にうまくいっているのかというのが僕の疑問なんです。だから、一部地域や、今、現組織だけに偏っていないか、やはり平生町は7地区あるんじゃから、その地域にそういう遅れている地域があったら、そこを優先的にどんどんやっているのか、そういうのも一応聞きたいんです。

そして、やはり、これからの平生町は、どこの地域でも地域福祉の充実をしている我が町平生町と言えるような町にしたいんです。だから、それに関して町長、お考えをよろしく願います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 民生委員・児童委員さんの定数と受け持ち世帯について、田布施町との比較で今御質問をいただきました。確かに小規模な自治会が平生の場合たくさんあって、御指摘がありましたように、田布施が全体で73の自治会に対して平生町が145自治会ということでごさいます、平生町では自治会が最近は逆に小さく分割されているような状況も一方であるわけですが。

御指摘のように、10世帯以下の自治会も今16自治会あるということで、何自治会も担当しなきゃいけないというような民生委員さんの負担が出てきておることも事実であります。

御指摘いただきましたように、今これだけ民生委員さんの役割も大事になってきておりますし、負担もだんだんふえていくということでごさいますから、定数についてはやっぱり増員を考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。3年任期で、来年が新しい任期、この任期が終了するのが来年だと思えます。そこら辺が一つのめどにして、そういう増員に向けての努力をこれからしてまいりたいというふうに考えております。確かに何自治会も持たれて大変御苦労されておる方もいらっしゃいますので、その辺、できるだけ緩和できるように町としても努力をしていきたいと思えます。

それから、ボランティアの地域で、でこぼこなり強弱があるんじゃないかと、これは、やっぱりボランティア活動ですから、どうしてもそのリーダーといいますか、全部一律にどうぞやってくださいと、こういうわけにもいきませんし、あくまでもボランティアの活動ということになれば、行政としてもそこら辺は主体性、自主性を尊重して、しっかりバックアップをしていくということでごさいますので、その辺の、できるだけボランティア活動が全域に普及をして、そういった意味では、同じように地域で活動できるような形になればいいかなというふうに思っております。

以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応民生委員の増員も考えるということですね。

それで、ボランティア、単純にそういうこと、要するに福祉関係のボランティアだけ平等にできんかなという考えなんです、僕自身。ということで、再々質問を一応させてもらいますけど、今、民生児童委員の活動と現状で、一応3点ほど、また多いけど、町長、よろしく願います。

自治会長さんは毎年かわられるんですね。それで、今言われたように1人の民生委員が10自治会持っている人が2人ほどおるんです。それで、先ほど田布施のことを言われましたけど、自治会は少ない。自治会が少ないだけじゃないんです。世帯数も人数も少ないんです、受け持ちは、1人当たりの。それだけ一応一言言わせてもろうて。

今、この前の自治会集会で集まっているいろいろしよるときも、7割か半数以上は新しい人と。そ

れらの人が本当に自分らの地域の民生委員のことを知っているかということに僕は疑問に思うんです。僕も昔、離職証明書をもらうのに「民生委員からもらうてこい」と言われたとき、「民生委員が山田におるんか」と聞いていたら、長迫の人だったんですね。

だから、そういうように、やはり自治会の会長が毎年毎年かわるのに、そういうのがわからない人はおるんじゃないかと。だから、そういう自治会がかわった時点で、新しくなった時点で、10の自治会なら10の自治会を集めて、「この方がこの地域の民生委員ですよ」と、「いろんなことやったら、直接こういうああしてください」という、そういう話し合いか顔見せか、そういうのを実際やっているのか、そういうのをやっていないなら、今後やる気があるのか。

それと、田布施町ではこういうのを出しているんです。それで、ここに地域とあれとを、全部地域を書いて、民生委員の名前が書いてあるんです。それで、民生委員はどんな仕事をするかということも書いてあるんです。それは毎年発行してあるんです。平生町は、それは実は発行されているのかと。単純に広報だけでこれをぼんと書かれてもわからんのです。

田布施町は、こういうのを毎年発行して、自治会名、民生委員の名前、電話番号、そして、民生委員はこういう仕事でこういうことであるから自由にあれしてくださいと書いてあるんです。だから、こういうのも、平生町も今高齢者がふえているのだから、こういうのもどんどんPRというか、年に一遍はこういうのを出してもらいたい、はっきり言うて。

それと、3点目として、田布施町には各自治会に福祉委員というのがおるんです、各自治会に。平生町も民生委員を補助するようなやつが各自治会に一人一人おるんか。極端に言ったら、1人の人が10人を受け持っておったら、その10地区に10人の福祉委員がおるのか。そういうことを3点ほど一応お聞きします。

そして、ボランティアの支援についても、先ほどからいろんな議員さんの質問から、地域活動どうじゃこうじゃとね、そして、職員が行政や地域を回っているいろいろそういうデータを集めていきますという、先ほど町長が言われています、ずっと。それやったら、極端に言うたら、今回も僕自身は7地区の盆踊りからずっと、地区地区の、時間の許す限り、日にちが合わない限りずっと回って見たんです。

そして、それにこういうふうに、極端に言うたら、地域担当行政員というのを名前が書いてあるわけ。それで、この方が一人でも盆踊り大会や地域のイベント、それに参加しているのかということ、はっきり言うて。やはり、それはそれぞれ一人一人事情はあるかもわからないけど、準備までせるとは言わんけど、極端に言うたら、夕方に来て、そしてみんな地域の人と盆踊りやって、最後片づけて、いろんな、そういうことをやって初めてその地域のボランティアの支援や活動ができるんじゃないですか、はっきり言うて。地域もわからん、何もわからん、何もせん、お前ら勝手に言うなと、それは自治会怒るよ、はっきり言うて。だから、そういうあれはないん

ですよね。

そういうふうに地域と密接にそういう関係を保って、初めてそのボランティアの育成支援や地域にもいろんなものを言えるわけ、はっきり言うて。それが全然ないわけ、はっきり言うて。それで、極端に言うたら、まちづくり条例がどうじゃこうじゃ言うて、行政の委員さんもおります。だから、そういう委員さんも机の上でがたがた言うんじゃないに、そういう地域のイベントに率先して参加できたら、時間があつたら夕方、仕事中はそれは無理かもわからん。夕方あつたとき、そういうのにどんどん出て、地域のことを知るのが一つ。それを知らんことに、悪い言い方が知らんけど、偉そうにがたがた行政が言うても、それは地域の人は言うこと聞きません、はっきり言うて。だから、そういうあれが一つも僕自身、今回見てみてないなと。

だから、町長は、かけ声やいろいろやられているんですけど、それが実際各課から発信されて、町職に一人一人そういうのがいっているのかと、それが僕、疑問なんです。だから、これに関しては今後ずっと、その都度聞いていきますけど、そういうふうに地域住民と行政がお互いにいろんなことをぶつけ話し合いながら、そういうシステムというか、そういうあれをやってもらいたいんです。

平生町でいえば、それは今、町職員何人おるか知らん、企業の扱いやったら平生町が一番大きな企業のような感じなんです。そういう職員が率先して、やはり町民のため、地域のために出て、やはりその情報をつかむというのもその一つの仕事です。

そして、地域の人も、私らもみんなそうやけど、仕事を終わって、疲れておっても、そういう地域の活動に行くんです。だから、それが一つもない。それに対してボランティアの育成支援についてというのは、そういうことを僕は言えないんじゃないかという気もするんです。

これに対して、簡単でいいですけど、よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 私のほうからは、今、一番最後に質問がありましたが、職員の地域の行事への積極的な参加ということで、同じことを私も職員に言うております。最近、以前に比べて少しは改善をされつつあります。これは、本当に地域住民との信頼関係をつくり上げていく上で大変重要なことであります。そこら辺は改めて機会あるごとに私も申し上げております。大事な視点だというふうに思っております。

以上です。

議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算から議案第4号平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 一般会計の16ページ、商工費、観光費の補助金、観光PR用着ぐるみ制作費62万円、これ「かんぷうくん」の着ぐるみかなと思う、観光協会さんなんて、かと思うんですけども、以前から親しみのある「くるる」、あれキャラクター、どうなっちゃうんですかね。以前も「くるる」のときに、着ぐるみをする、当時は（発言する者あり）「くるる」じゃないですか、あれ。大星の、平生町のキャラクターです。

さきにいやし系のああいうゆるキャラの走りのときにつくったあれは置いておいて、今新しくできたほうをつくるということですか、これは。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 岩見課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 岩見経済課長。

経済課長（岩見 求嗣君） ただいま河藤議員さんのほうから御指摘がございました件でございますが、今回予算計上いたしたものは、平成23年度に観光協会におきまして、新たな観光イメージ象、観光の「観」という字に「風」と書きますが、「観風」、そして、マスコットキャラクターを「かんぷうくん」を決定されました。

このたび観光協会のほうから平成24年度におきまして「かんぷうくん」を作成したいということで、町長のほうに要請がございました。これは、あくまでも町の観光協会のイメージキャラクターでございます。これを使いまして、今後さまざまなイベントで活用したいというふうに、観光協会のほうから申請が出ておるものでございます。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 僕の勉強不足なんですけど、「かんぷうくん」について詳しくというか、「くるる」との関係というのは全くないですか。総合政策課長のほうにもお尋ねしたいんですけど、「くるる」と「かんぷうくん」というのは全く別物であるんですか。せっかくいいキャラクターがあるんなら、両方のいいところを生かしてやっていけないですかね。

「かんぷうくん」もなかなかかわいいキャラクターなので、それを生かしてこの町のために観光協会が主体的にやってくださるというのはすごくありがたいんですけども、そこら辺、関係するところが、詳しく知りたいので、「かんぷうくん」についてよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 岩見経済課長。

経済課長（岩見 求嗣君） 「かんぷうくん」と、町の環境と申しますか、大星山の風車をかたどった「くるる」につきましては、これは環境のキャラクターイメージとしてつくられたものでございまして、今回観光協会が行っております独自のキャラクターとは違っていています。（発言する者あり）

「かんぷうくん」は、実は観光協会におきまして、コンセプトが大星山にこれも同様ですが、生息する風の妖精の子供としまして、色数は極力シンプルなデザインとしております。偏った一つのものという特定の観光イメージを定着させないということで、かわいいキャラクター、全てを盛り込もうとしないで、かわいさを強調いたしております。

このコンセプトにつきましては、平生町在住でございます、山口県の昨年国体がございましたが、「ちょるる」のデザイナーが平生町内におられまして、この方に依頼を観光協会のほうがり取りまとめたものでございます。よろしいでしょうか。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） やっぱり、山に住む風の妖精の子というのであれば、「くるる」と接点ないんですか。風で回りますよね。全く別物として進められているもので、今後もそういう相乗りという方向ではなく、本当に観光協会さんに有効活用していただいて、「くるる」はお蔵入りですか。そこは。

この予算について異議があるとかいうんじゃないくて、せっかくいいものだから、ここだけじゃなくて、一緒にこうやっていったらどうかなという意味でお聞きしております。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 「くるる」につきましては、風車ができて、町の一つのシンボルとして活用していこうと、こういうことですから、これはこれで活用もしていきたいというふうに思っておりますし、観光協会のほうでよりもっと身近な、そのキャラクターを使っているんなイベントに使えるようなものをぜひ考えたいということで、それが「かんぷうくん」という格好になっておりますので、これはこれで活用していただけるものというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号田布施・平生水道企業団規約の変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算の認定について、一般会計につきましては、歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては、会計ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成23年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

歳入に入る前に、決算全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について質疑を行います。

まず、議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費については一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 国保の歳入の件でお尋ねをいたします。

これは、毎年同じような質問なんですが、国保の収納率95.52%、これで計算をいたしますと、約ですが95名の方が保険証がないような感じになっておるんです。これを、今、短期保険証を持っておられるのか、資格証明書なのか。また、これからの対策はどういうふうにされるのかをお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 中本町民課長。

町民課長（中本 羊次君） 御質問にお答えしたいと思います。

今御質問の短期保険証、今、8月現在の状況でございますけど、短期被保険証の発行につきましては91世帯となっております。これから滞納対策に係る資格証明書の交付とかにつきましては、関係課と連携いたしまして、滞納者との接触する機会をふやし、納税相談や状況に応じた分納誓約の取り付け等、相互の事情を酌むことで、短期保険証の発行にとどめ、できる限り被保険者証の返還及び資格証明書の交付にならないように、接触、交渉に引き続き努めていきたいと考えております。

以上でございます。

資格証明書の交付につきましては、先ほど申しましたように、24年8月現在で11世帯とな

っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 去年から見ると、だんだんこれがおとし、去年とふえてきているんです。この辺もちゃんとした対策を打って、なるべく資格証明書を出さないように、資格証明書を出すということは、医者に行けないということですから、その辺をよく考えられて対策を打っていただきたいと思います。質問を終わります。

議長（福田 洋明君） 答弁いいですか。

議員（7番 淵上 正博君） いいです。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第3号平成23年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第4号平成23年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第5号平成23年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第7号平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第8号平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定に

ついでに質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第9号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告について一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

### 日程第32.委員会付託

議長（福田 洋明君） ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、9月14日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第32、委員会付託を追加いたします。

日程第32、お諮りいたします。議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算から議案第5号田布施・平生水道企業団規約の変更についてまでの件及び認定第1号平成23年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第5号までの件及び認定第1号から認定第9号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

本日は、これにて散会いたします。次の本会議は9月21日午前10時から開会いたします。

午後4時00分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河 藤 泰 明

署名議員 湊 上 正 博

平成24年 第3回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成24年9月21日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成24年9月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 田布施・平生水道企業団規約の変更について
- 日程第7 認定第1号 平成23年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成23年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第2号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 意見書案第1号 TPP(環太平洋経済連携協定)交渉参加に関する意見書
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

追加日程第1 議案第6号 平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例

追加日程第2 議案第7号 工事請負契約の締結について

平生町防災行政無線通信施設整備工事

本日の会議に付した事件

日程第2 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算

日程第3 議案第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第4 議案第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算

日程第5 議案第4号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第6 議案第5号 田布施・平生水道企業団規約の変更について

日程第7 認定第1号 平成23年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第5号 平成23年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第6号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第7号 平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第8号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第9号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について

日程第17 同意第2号 平生町教育委員会委員の任命について

日程第18 意見書案第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加に関する意見書

日程第19 議員派遣の件

日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

追加日程第1 議案第6号 平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例

追加日程第2 議案第7号 工事請負契約の締結について

平生町防災行政無線通信施設整備工事

出席議員（12名）

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君	書記 岩井 浩治君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	副町長 .....	佐竹 秀道君
教育長 .....	高木 哲夫君	会計管理者 .....	藤田 衛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			吉賀 康宏君
総合政策課長 .....	角田 光弘君	町民課長 .....	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長 .....			洲山 和久君
健康福祉課長 .....			弘中 賢治君
経済課長兼農業委員会事務局長 .....			岩見 求嗣君
建設課長 .....	安村 和之君	佐賀出張所長 .....	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長 .....			福本 達弥君
社会教育課長 .....			小島 康司君
総合政策課長補佐兼財務班長 .....			石杉 功作君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますの

で、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 109 条の規定により、議長において細田留美子議員、柳井靖雄議員を指名いたします。

日程第 2 . 議案第 1 号

日程第 3 . 議案第 2 号

日程第 4 . 議案第 3 号

日程第 5 . 議案第 4 号

日程第 6 . 議案第 5 号

日程第 7 . 認定第 1 号

日程第 8 . 認定第 2 号

日程第 9 . 認定第 3 号

日程第 10 . 認定第 4 号

日程第 11 . 認定第 5 号

日程第 12 . 認定第 6 号

日程第 13 . 認定第 7 号

日程第 14 . 認定第 8 号

日程第 15 . 認定第 9 号

議長（福田 洋明君） 日程第 2、議案第 1 号平成 24 年度平生町一般会計補正予算から日程第 6、議案第 5 号田布施・平生水道企業団規約の変更について及び日程第 7、認定第 1 号平成 23 年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 15、認定第 9 号平成 23 年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、9 月 13 日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。河藤泰明総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成 24 年 9 月 13 日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第 1 号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第 2 条の規定に基づく所管事項、地方債、以下「所

管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第4号、並びに認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第2号、認定第7号、認定第8号及び認定第9号につきまして、9月18日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第4号については、全て全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第2号、認定第7号、認定第8号及び認定第9号につきましても、全て全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般では、地方交付税の寒冷地補正の係数が変わったと説明があったが、平生町も係数が一律にかかっているのか、また、その影響で交付税が減額になったのかとの質問があり、この係数は、北海道等の豪雪地帯が対象で、係数の変更も若干の減額要因ではあるが、その他の単位費用が軒並み減額になっていることも要因の一つであるとの説明がありました。

歳出では、交通安全対策費の街路灯設置費補助金の要望は補正を含めて101基ということでよいかとの質問があり、7月末現在の申請が21基、現在の要望が80基、そして、今後の要望30基も見込んで、LEDへの変更を含め、補正をお願いするものであるとの説明がありました。

非常備消防費では、現在も防火服は各分団にあると思うが、配備される防火服と具体的にどう違うのかとの質問があり、このたびの防火服は、アラミド素材を使用したもので、かなり強度があって、軽いものであるとの説明がありました。

議案第2号、及び議案第4号については、質疑はありませんでした。

次に、認定第1号中所管事項のうち歳入では、質疑はありませんでした。

歳出では、総務管理費の一般管理費で、男女共同参画について質問があり、「男女共同参画社会基本法」もあり、今後とも積極的に取り組みができるような啓発を引き続きしていきたいとの説明がありました。

非常備消防費では、合同避難訓練における検討事項について質問があり、主な避難場所や、皆さんの目につきやすいところ等に海拔を表示して、常日頃から確認と啓発をしていきたいとの説明がありました。また、消防防災ヘリコプターの町内での活動実績についての質問があり、町内での実績はないが、県内の全市町が負担を出しあって、防災に対しての運行経費を負担しているとの説明がありました。

認定第2号については、翌年度への繰越額は、今までと比較してどうかとの質問があり、平成22年度の約800万円に比べ、平成23年度は約5,500万円とかなりふえている。要因としては、急激な医療給付費の増加等に伴い、基金を取り崩して財源調整を行ったが、高医療を要

する被保険者の死亡等により、療養給付費がふえなかったことが考えられるとの説明がありました。

認定第7号については、質疑はありませんでした。

認定第8号については、過年度分の調整交付金について質問があり、決算額は、平成23年度分のものであり、過年度分については入っていないとの説明がありました。

認定第9号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 淵上正博産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（淵上 正博君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成24年9月13日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第5号、並びに認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号につきまして、9月19日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第3号、議案第5号については、全て全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号につきましても、全て全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項については、農林水産業費では、流木運搬処分の委託料の算定根拠について質問があり、約20本の流木を切断して処理場に運搬し処分する見積もりを徴収した。根の部分に2トン車4台程度、別に小さなものに2トン車4台程度、木の部分に2トン車6台分、それらに、作業員、諸経費等を足したものを予算計上しているとの説明を受けました。

漁港建設事業費では、工事請負費の補正は、何かの補助金があるから一般財源で支出するのかなとの質問があり、これは単独事業で、当初予算への計上も検討していたが、この冬の西風により港内に土砂が堆積したということで、しゅんせつ工事を工事請負費として計上しているとの説明を受けました。

教育費では、特別支援補助教員や少人数学級講師の報酬について、今後の事業の方向性について質問があり、特別支援補助教員は、県の補助事業であり、今後将来的に見通せないところがあるが、町単独でもやっていきたいと思っている。少人数学級講師についても県の補助事業であり、

35人学級は、全ての学年を35人以下にしていこうという流れなので、県も継続していくと思われているとの説明がありました。

社会教育費の公民館費では、中央公民館現況耐震診断委託料について、診断で悪いという結果が出た場合はどうなるのかとの質問があり、災害が起きたときに避難場所が崩壊してはいけないということで耐震診断を実施するが、診断の結果をもとに今後の対応を計画的にやっていきたいとの説明がありました。

討論では、各課でいろいろな事業を一般財源から補助事業などに振りかえられるなど、いろいろな努力をされていることを高く評価したいとの賛成討論がありました。

議案第3号については、施設管理費の修繕料について、修繕はポンプの改修を行うものだが、その理由は何かとの質問があり、平成20年に故障し中古で対応していたが、今年の6月末頃に故障したため補修を行ったものの回復しなかったために修繕料で対応させていただいたとの説明を受けました。

議案第5号については、質疑はありませんでした。

認定第1号中所管事項については、歳入では、質疑はありませんでした。

歳出については、農業費では、農業振興費の補助金の成果について質問があり、補助金には国の政策に関連したものもある。ジャンボタニシ防除対策は、拡大傾向はあるが効果は上がってきている。ミカンバエ防除対策は、今年から対策を行っているとの説明を受けました。

水産業費の漁港建設事業費では、需用費の修繕料の内容について質問があり、西魚見の防波堤や佐賀漁港の東魚見地区の側溝、佐合島の階段等の補修で計6件を実施しているとの説明がありました。

土木費では、住宅費で、需用費の修繕料の内容について質問があり、住宅が198戸あるが、内部の床や壁などの小修繕を行ったもので、毎年このくらい修繕料が必要となるとの説明を受けました。

認定第3号については、施設管理費で、委託料の実施設設計の内容について質問があり、統合に伴うもので、蔭平・日向平地区の飲料水供給施設に、加圧ポンプ室やポンプを敷設するための実施設計を委託したとの説明を受けました。

認定第4号については、下水道管理費で、使用料徴収事務の負担金について質問があり、これは、田布施・平生水道企業団での上下水一括徴収に対する負担金で、人件費等も含むもので、町独自で徴収するよりは経費は抑えられているとの説明がありました。

認定第5号については、施設の耐用年数についての質問があり、建屋は31年で、平成24年度で17年を迎えており、備品と機械については終了しているとの説明がありました。

認定第6号については、漁業集落排水施設管理費の工事請負費の不用額の理由について質問が

あり、入札減と舗装面積が少なくなったことによるものとの説明がありました。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入りますが、分割して採決をいたします。

まず、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の件から議案第4号平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第2号から議案第4号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第4号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号田布施・平生水道企業団規約の変更についての件を起立により採決いたします。

議案第5号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成23年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号平成23年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括起立により採決いたします。

認定第3号から認定第8号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、認定第3号から認定第8号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第9号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第9号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第9号の件は原案のとおり可決さ

れました。

日程第16．同意第1号

日程第17．同意第2号

議長（福田 洋明君） 日程第16、同意第1号平生町教育委員会委員の任命について及び同意第2号平生町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

ただいま教育長高木哲夫君から退席したい旨、議長に申し出がありましたので、これを許します。

〔教育長 高木哲夫君 退席〕

議長（福田 洋明君） 町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

去る9月13日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼申し上げます。

そして、ただいまは、予算4件、事件1件、認定9件につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後、間もなく下半期に入りますので、事務事業の進捗に注意を払いまして、行政の適正な執行に努め、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

また、南海トラフ地震による津波被害等の想定が国から発表され、本会議におきましても御審議いただいたところであります。今後も、災害対策につきましては、常に危機管理意識を十分に持ちまして、町の防災施策の根幹である地域防災計画の見直しにも取り組んでまいります。議員の皆様からいただきました種々の御提案を踏まえ、全力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件2件でございます。

それでは、同意第1号並びに同意第2号平生町教育委員会委員の任命について、一括して御説明申し上げます。今回、9月30日で任期が到来いたします教育委員は高木哲夫氏、河村伊千代氏のお二人でございます。

まず、高木教育長におかれましては、平成20年10月から1期4年間、教育長として、幅広い知識と経験を生かされ、教育、文化の振興に多大な御貢献をいただいたところであります。

特に、平成21、22年度に実施をいたしました平生小学校改築事業並びに平生中学校屋内運動場の耐震改修工事におきましては、建設構想から完成まで2年間足らずという厳しいスケジュールでありましたが、これまでの長年にわたる豊富な行政経験を生かし、交付金の有効活用を

図りながら円滑に事業を実施するなど、学校耐震化の推進に大きく寄与されました。また、教育長みずからが、子供たちの生きる力を育むために、「家庭で約束してもらいたいこと」を提案されるなど、積極的にリーダーシップを発揮されております。さらに、コミュニティ・スクールの推進、学校支援地域本部事業並びに平生町地域協育ネットの立ち上げ、キッズアスリート夢のキャラバン隊の招致、キャリア教育の推進、図書館の住民サービス向上の取り組みなど、数々の事業を精力的に実施され、御活躍いただいております。今年度における曾根公民館の建設におきましても、地域住民の合意形成に尽力され、無事完成をみるに至っております。健康面におきましても、大変元気で、十分職責を全うしていただけるものと考え、再度任命をいたしたいと存じます。

また、河村委員におかれましては、平成20年10月から1期4年間、保護者を代表とする教育委員として、教育、文化の振興に多大な御貢献をいただき、その職責を果たしてまいられました。特に、保護者ならではの視点から、教育委員会会議等におきまして、貴重な御意見を数多くいただきました。また、学校や各種地域行事にも積極的に参加されるなど、学校、家庭、地域との連携にも御尽力いただいたところであります。引き続き、教育行政にお力添えをいただきたいところではございますが、御本人から後進に道を譲りたいとの強い申し出がございましたので、この任期に際し御勇退となったわけでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項により、教育委員に保護者が含まれるようにしなくてはなりません。その保護者として、このたびは村川真弓氏を任命させていただきたいと思っております。

村川氏は、昭和45年7月17日生まれの42歳でございまして、平成元年3月に宇部西高等学校を卒業後、同年4月から労働省等の勤務を経て、平成17年2月からは財団法人海上保安協会柳井支部にて御勤務されておられます。現在、中学2年生と高校1年生のお二人のお子さんの子育て中でありまして、平成21年4月から平生小学校PTA会長を2年間経験された後、平成23年4月からは平生中学校のPTA副会長を務められておられます。また、平成17年度から22年度までは平生町子ども会育成連絡協議会副会長、23年度からは同会長を務められており、本町子ども会の活性化、発展にも尽力をされておられます。

この間、平生町社会教育委員協議会委員を初め、青少年育成町民会議、音楽協会役員などを歴任されるなど、学校、社会教育全般にわたり精通され、深い識見をお持ちであります。これらの豊富な経験を踏まえながら、保護者の立場から教育行政のなお一層の推進に御貢献いただけるものと信じております。

お二人の主な経歴につきましては、それぞれ議案に添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたように、お二人とも教育委員としての識見を十分備えられており、適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、同意第1号並びに同意第2号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げますたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。まず、同意第1号平生町教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第1号の件は原案のとおり同意されました。

次に、同意第2号平生町教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第2号の件は原案のとおり同意されました。

〔教育長 高木哲夫君 着席〕

#### 日程第18．意見書案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第18、意見書案第1号T P P（環太平洋経済連携協定）交渉参加に関する意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） それでは、御提案いたしております、意見書案第1号T P P（環太平洋経済連携協定）交渉参加に関する意見書について御説明申し上げます。

我が国の農業は、国民に安定的に食料を供給するのみでなく、地域経済の振興、国土や自然環境の保全、地域伝統文化の継承など多くの機能を有しておりますが、担い手の減少や高齢化の進行等によりまさに厳しい状況下におかれております。

国は平成22年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率を50%に引き上げることにしていますが、一方でTPPの交渉参加に向けて関係国と協議を開始すると表明をしております。

TPPは、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉です。工業製品の輸出拡大や資源の安定確保を否定するものではありませんが、米国や豪州などの農業大国が含まれるTPPへの参加は、農家所得が補償されても、輸入は増大し、食料自給率の低下・国土や自然環境の保全機能を失うことにもなり、地域社会崩壊へと進むおそれもあります。

よって国におかれては、農業を初め産業全体に多大な影響を及ぼすTPPへの交渉参加については、慎重かつ適切に対応をされるよう強く要望するものであります。

以上、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加に関する意見書につきましては、今回6名の提出者を代表して、提案するものであります。議員の皆様方におかれましては、経過と趣旨を御理解の上、適切なる御判断を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加に関する意見書の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第19．議員派遣の件

議長（福田 洋明君） 日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配  
布の文書のとおりとすることに決しました。

#### 日程第20．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第20、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題とい  
たします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、  
お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出の  
とおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

.....  
午前10時39分再開

議長（福田 洋明君） ただいま町長から、議案第6号平生町有住宅使用条例の一部を改正す  
る条例、議案第7号平生町防災行政無線通信施設整備工事の工事請負契約の締結についての2件  
が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2としてそれぞれの日  
程に追加し、議題にいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号を日程に追加し、追加日  
程第1、議案第7号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決しました。

#### 追加日程第1．議案第6号

#### 追加日程第2．議案第7号

議長（福田 洋明君） 追加日程第1、議案第6号平生町有住宅使用条例の一部を改正する条

例及び追加日程第2、議案第7号平生町防災行政無線通信施設整備工事の工事請負契約の締結についての件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど御提案申し上げました教育委員の任命につきましては、御同意を賜り、また、ただいまは追加日程の御承認を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、上程させていただきます議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第6号平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例についてでございます。本条例改正案は、平生町大字佐賀2156-1の町有住宅につきまして、このたび解体するため、別表（第4条関係）中第11号を削除するものであります。本来でありましたら、議会初日で解体工事費を含みます補正予算案と本条例改正案を同時に提案すべきところでしたが、このたびは補正予算案の提案のみとなっておりますので、本日、追加提案させていただきたいと思っております。今回の件につきましては、謹んでおわびを申し上げますとともに、今後こうしたことのないように、チェック体制の強化を図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第7号平生町防災行政無線通信施設整備工事の工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。本工事につきましては、第四次平生町総合計画の「災害・非常事態に対応できる体制の整備」の一環として、平成23年度から平成27年度にかけ、防災行政無線のデジタル化を図ることといたしております。このたびはその第1歩として、平成23年度の国の補正予算を活用し、本年度に繰越事業として発注するものでございます。工事の内容といたしましては、本庁舎の親局設備、大星山の中継局設備、佐賀出張所並びに佐合島の屋外拡声子局2局の整備等でございます。本工事につきましては、去る9月7日に入札に付しましたところ、太陽通信株式会社が5,670万円で落札をいたしました。工事予定価格が5,000万円を超える工事の契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

なお、工事の図面を議案に添付しておりますので、御審議の際、御参考に供していただきたいと思います。

以上をもちまして、本日御提案申し上げました議案の説明を終えさせていただきます。

なお、不明な点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議を賜り、御議決をいただきますように、お願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 先ほど聞いたけど、もう一度町有住宅と町営住宅の中身か、そして先ほど言われる大野、曾根、佐賀に町有住宅があると言われましたけど、今後それをどうするのか。最終的に町有住宅をつぶした後、利用、どういう利用をするのか。

それで、そういう土地や建物も全部町の財産なのかという、ちょっと現状、簡単でいいですけど、単純にもう私自身も今まで町有住宅と町営住宅の意味がはっきりわからんやっただです。だから、そういう感じで中身と、それと今の現状ですかね、10戸ほど入られていますということと言われましたので、そういう人が一般の人が入っておるんか、学校の先生が入っておるんか、いろんなことがあると思いますので。

それと、今後の後が、そこを極端に言ったら、大野でもそれぞれ何力所かあって、1軒つぶしてそれをそのまま広場にして駐車場にしておくのか。それであと残りが恐らくあると思いますので、今後の対策とその現状をちょっと説明してください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 角田総合政策課長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思います。

まず、町有住宅と町営住宅の違いでございますが、町有住宅でございますが、こちらは主には学校職員の住宅とまたその他の住宅ということで分けをしております。

町営住宅につきましては、町が建設をいたしまして、一定の条件、低額所得者になりますけれども、そちらの方に賃貸をしているというものが町営住宅でございます。

現在、町有住宅は大野、曾根、佐賀に計10棟ございまして、そのうち曾根の5棟、佐賀の4棟が学校職員住宅として整備いたしましたものでございますが、現状といたしまして、教職員の方の入居はございません。曾根の5棟のうちの3棟、佐賀の4棟のうちの2棟については、住宅困窮者あるいは一時的な入居ということで、現在お貸しをいたしております。

今後、解体いたしました場合ですが、今回解体いたします佐賀の1棟につきましては、解体後はまだ具体的な用途が決まっておりませんが、町道部分と接しているところでございまして、狭隘でありますので、そのあたりも勘案して若干、道を広げるなりをすることも可能かなということも考えております。

町有住宅全般につきましては、建築後既に45年から46年経過しておりますので、順次解体したいと思っておりますが、まだ現在入居者がおりますので、そちらの状況を見ながら危険な住宅から解体してまいりまして、今後につきましてはまだ具体的な用途は決めておりませんが、隅田の住宅でありましたら町有住宅の後ろ側が町営住宅でございまして、そちらとの一体的な活用ということも当然あるかと思っております。そちらも十分関係課と協議して用途については決めたい

と思っております。

以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済みません、最終的には、だからこの町有住宅の跡地は、土地は町の財産ですか、それとも国やら県からいろいろきておるわけ。それをちょっとお願いします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） 町有住宅の、いわゆる底地の土地の部分は町有地でございます。国や県の土地ではございません。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） この防災無線ですね、庁舎の屋上に設置すると書いてあるんですが、これはどこですかね。場所。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、この親局の設置につきましては、第3庁舎の2階の元企画課があった部屋の一角に設置をすることで今、予定をしております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 屋内ということ。これ、親局が庁舎屋上に設備と書いてあるね。屋上でなしに室内。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、スピーカーにつきましてはこの今の屋上にございますスピーカーの切りかえ、やりかえ等も含めての親局の整備でございます。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） そうすると、庁舎の屋上に設置するというのであれば、庁舎そのものがもうかなり老朽化しておるわけですね。もう、ここに入れかえるんでしょう。そうすると、耐震でもてるかね。せっかく設置するのに、庁舎そのものも耐震検査もしていない、当然検査してもパスしないと思う。それに、新たに設置して、手戻りになる可能性があるんじゃないかと思うんじやが、その今の屋上の耐久力よね、約40年から50年くらい、この建物が建っておると思うんじやが、そのときの生コンの強度、いわゆるその当時は生コンはなかったと思うのね。手塗りのコンクリだろうと思うんです。見た限りにおいて、ある程度あっちもこっちも崩落

しよるのに、それにもっていって新設をして、耐震強度が保てるかどうか。いわゆる防災に使うのに、親が転げてしまったら何もならない。その辺の強度の計算はしているんかね、どうかね。その辺が随分心配になるがね。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今の御質問でございますが、この本庁舎の耐震につきましては、これは耐震診断やっております、強度はないということで調査結果が出ております。今、基本的にはこの高いところというのは基本的でございますので、今言われたように、この屋上での今図面ではなっておりますが、いろんな方面からのまた検討なり、対応をさせていただいて、例えば鉄柱を建てるとか、いわゆるマストに、方式にするのがいいのか、その辺もちょっとまだ内容は検討させていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

（「議長、ちょっと休憩してもらえます」と呼ぶ者あり）

議長（福田 洋明君） 暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここで、吉賀総務課長から発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 先ほどの柳井議員さんの御質問に対しての答弁で、発言の訂正をさせていただきます。

本庁の庁舎の上にマストということで説明をさせていただきましたけど、訂正をさせていただきました、本来は第3庁舎の階段のございます側の屋根の屋上のほうに設置をする予定にしております。訂正をして、おわびをさせていただきます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 今の訂正の内容はわかりましたけれども、その防災に対する一番事務方のトップの方が、それすら把握されていないというのはどうなんですかね。

そういう方にちょっと、このまた次の質問するのはいけんのかもしれんですけども、このそれぞれの施設ですね、これ耐震化されたところの上に建てるのは、これはもう誰が考えても当然でありますけれども、停電時の、この機械自体の停電時の動作というのはどういふうなものをつけられるんですかね。

今の先ほどの柳井議員の答弁、やりとり、質疑答弁のやりとりを考えると、初日に行いました、

議員のほうからありました防災についての一般質問に対する答弁にまで、そういう方から、そういう行政のほうからの答弁ちょっと、本当に信じていいのかなという疑義、ちょっとこれ拡大し過ぎたのかもしれませんが、とりあえず停電時の、どういうふうになっているか、お答えください。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの停電の際の対応でございますが、現在の操作卓は先ほど言いました第3庁舎の奥のほう側の一角でございます。これの無停電装置といいますが、発電機でございますが、即座に停電の際にその発電機が回ることで停電時の対応をとっておるところでございます。ということで、停電時には引き続き電気を通しての対応ができるということで対策をとってはおります。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 親局はわかりましたけど、ほかのところについてはどうなっていますか。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 他の防災無線の取り組みにつきましては、基本的には防災行政無線のほう側の停電の際には、通常の電源でございますので、これについてはいわゆる発電機はございませんが、いざそういった防災のことにつきましては、同報無線のほうとも連動しておりますので、消防の同報が流れるということで対応をいたしております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 済みません、ちょっと僕、頭が悪いものでわかりにくかったんですけど、停電時、じゃあ停電、常時、停電じゃないときの機能は、停電時には持っていないちゅうことです。バックアップの設備はないちゅうことですかね。

あと、今資料を確認されずに答弁されましたけど、答弁間違いはないですか。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今の御質問でございますが、バックアップ機能はございまして、いわゆる防災行政無線のものと同報無線のものと連動してバックアップで皆様方のほうにお知らせ、連絡するような対応になっております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ちょっと済みません、ちょっと今の件で、これ野外どうやこう

や、この100ボルトを引き込みって書いてありますよね、電柱に。100ボルト引き込むということは。ということはこの自体のそのスピーカー、いろんなのある分は今言われる防災無線やどうじゃ兼用するって言われましたけど、この100ボルトの引き込みは、極端に言うたらどうなるわけ。極端に言うたら、そういうふういろんな災害があって、電線のぶち切れやらいろいろした場合は、この100ボルトは絶対こんわけね。

それで、先月かね、北海道いろいろ回ったときはね、ちゃんとね、北海道も雪が積もったら電線が切れたらいかんということで、そこに全部、その外灯というか、その表示板のところにも全部ソーラーというか、あれがついておるんですよ。太陽光の発電機が。もう電柱に1個1個、それがずっと切りかわるように。だから、単純にこれだけのスピーカーがもし電源いるんやったら、そんなに電氣的なあれも要らんのやから、いやこれは100ボルトなくても大丈夫ですよっていうんやったらそれまでやけど、だからその件はどういう考えしておるわけ。この100ボルトという意味はどういう意味ですか。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 先ほど御回答させていただきましたとおり、通常はこの電源の通常の外からの電源での対応で取り組みを、この電気が通っておるということで、いざそういったこの100ボルトが切れた場合には、今言いました取り組みといいますが、広域の消防組合との同報と連携して瞬時に放送ができるような対応にはなっております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ということは、消防と対応できるということは、結局住民や町民には一切関係あれせんで、通常の音量で発信するということですか。単純にもうそういう消防のあれにばっと飛んだ、単純にもう無線なんか飛ぶわけ、単純に。もう電源も何も無い、ただそこにアンプがあるだけ、そこにもう発信するという考えでいいわけですね。現状とその音声も変わらないと。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 基本的には、先ほど言いましたように、バッテリーで、途中で切れた場合、バッテリーのほうで対応が、これもバッテリーですので、長時間なかなか難しいところがありますが、そういった即座な対応はできるということで、対応をさせていただきます。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） はい。これ議長、わかりました。一応バッテリーで対応してお

るということですね。わかりました。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入りますが、分割して採決いたします。

まず、議案第6号平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平生町防災行政無線通信施設整備工事の工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成24年第3回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前11時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 細 田 留美子

署名議員 柳 井 靖 雄